

# 刑事被拘禁者の法的・社会的 コミュニケーション（１）

葛 野 粁 之

- 1 刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションをめぐる問題状況
  - (1) 行刑改革と社会的コミュニケーション
  - (2) 裁判を受ける権利、弁護権の保障と法的コミュニケーション
  - (3) 本稿の課題と構成
- 2 イギリス刑事拘禁法の枠組と社会的コミュニケーション
  - (1) イギリス刑事拘禁法の枠組
  - (2) 社会的コミュニケーションの意義
- 3 面 会
  - (1) 面会の種別と回数
  - (2) 面会の相手方
  - (3) ジャーナリストとの面会
  - (4) 面会の実施方法 （以上、本号）
- 4 家族の絆、社会的繋がりを維持するための社会的援助
- 5 信書の発受
- 6 電話の使用
- 7 法的コミュニケーションの意義とその権利の発展
- 8 法的コミュニケーションをめぐる具体的問題
- 9 終 章 日本法の改革構想

## 1 刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションを めぐる問題状況

### (1) 行刑改革と社会的コミュニケーション

1 刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションは、どのように保障されるべきか。これは、刑事拘禁法と刑事手続法の交錯領域に属する問題である。

被拘禁者と外部社会との接触については、これまで、刑事拘禁法の問題として扱われるときは、「外部交通」という概念が用いられることが多く、刑事手続法の問題としては、「接見交通」という概念が通常用いられてきた。これらの概念によって示される被拘禁者と外部社会との接触は、被拘禁者と外部社会の人とのあいだの意思・情報伝達に関するものと、それ以外のものを含んでいる。いわゆる差入・宅下げや物の授受をめぐる問題も、広義における被拘禁者と外部社会との接触の問題として扱われる。しかし、これまで問題の中心におかれてきたのは、意思・情報伝達のためのコミュニケーションである。本稿が検討対象とするのは、意思・情報伝達のためのコミュニケーションをめぐる問題である。

また、本稿が検討対象としている刑事被拘禁者とは、勾留の裁判によって刑事施設に収容された未決被拘禁者と確定判決によって刑事施設に収容された受刑者を含んでいる。現行法上、刑事施設にあたるのは、監獄法1条の定める「監獄」であり、同条3項によって監獄に「代用」される警察留置場も含まれる。

2 現在、被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションをめぐることは、いくつかの文脈において重要な問題が提起されている。これらの問題は、被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションが、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がりを維持し、その社会的再統合を促進するためにも、行刑の透明性を確保することによって人権侵害を防止しつつ、人権侵害を実効的に救済するためにも、また、有効な弁護、実効的な防御を保障することによって適正な刑事手続を確保するためにも、きわめて重要な課題であることを鮮やかに映し出している。

2002年に表面化した名古屋刑務所受刑者死亡・暴行事件を契機として、政府の行刑改革会議が設置され、2003年12月22日には、その活動の集大成として『行刑改革会議提言 国民に理解され、支えられる刑務所へ』（以下、『提言』）が発表された<sup>1)</sup>。この行刑改革の文脈において、既決被拘禁者としての受刑者について、その法的・社会的コミュニケーションの

保障が問題となっている。

まず、受刑者の社会的コミュニケーションについて、現行法の規定を確認しておく<sup>2)</sup>。

面会・信書発受の相手方については、監獄法45条1項が「在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス」としているが、その2項は「受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス」と規定し、受刑者の面会の相手方を原則として親族に限定している。監獄法46条は、信書の発受について同様に定めている。行刑累進処遇令61条は、4級受刑者について「親族及保護関係者」に面会・信書発受の相手方を限定し、同62条は、3級以上の受刑者について「教化ニ妨ゲナキ範囲ニ於テ」親族以外の相手との面会・信書発受を許すとしている。これら面会・信書発受に関する許可は、施設長の裁量による。

現行法上認められている社会的コミュニケーションの手段は、面会と信書の発受のみであり、電話の使用は認められていない。監獄法50条は「接見ノ立会、信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム」として、面会・信書発受に対する制限を包括的に法務省令に委任している。受刑者の面会については、行刑累進処遇令により、4級受刑者は1月につき1回、3級受刑者は15日につき1回、2級受刑者は10日につき1回、1級受刑者は制限なしとされている。監獄法施行規則121条は、面会時間を1回30分以内と定めているが、実務上さらに短時間で終了することも多い。同規則122条は、面会を刑事施設の執務時間内に限っている。さらに、同規則127条1項は、面会への施設職員の立会を定めており、この立会は視覚的監視とともに、会話内容の聴取を含むものとなっている。同規則139条は、このようにして聴取した内容を「身分帳」に記録することとしている。法務省の通達により、会話内容などによっては面会の停止、打切が行われる。同規則127条3項は「教化上其他必要アリト認ムルトキハ」、また、行刑累進処遇令は2級以上の受刑者について、立会を省略で

きるとしているが、全受刑者についてみたとき、面会の立会がなされないことは稀である。

受刑者の発信する信書については、面会の場合と同様、数の制限があるが、受信する信書の数は制限がない。監獄法47条は、受刑者の信書について、「不適当ト認ムルモノハ其発受ヲ許サス」と定めている。監獄法施行規則130条は、発受するすべての信書を施設長の検閲に付すべきと定めている。発受の差止に至らずとも、法務省の通達により、部分的な抹消・削除が行われている。

以上のように、受刑者の面会・信書発受については、現行法上、受刑者の権利ではなく、裁量によって与えられる恩恵的利益として性格づけられていることが明らかである。そのうえで、相手方、回数、立会・検閲などにおいて、広汎かつ強度の制限が加えられている。監獄法改正法案として三度国会提出されたものの結局廃案となった刑事施設法案（1991年法案92条ないし100条）は、受刑者が面会・信書発受を認められる相手方を広げ、また、面会や信書発受の態様について刑事施設の「管理運営」上必要な制限ができるとしたうえで、発言の制止や面会の停止、信書の削除・差止の措置をとる場合をある程度具体的に示している。とはいえ、面会の職員立会を原則としつつ、立会を行わないこともできるとし、また、信書の検閲も原則としつつ、検閲をしない場合を認めるにとどまる。現在に比べて制限が緩和されることはたしかであろうが、原則として自由かつ秘密の面会・信書発受を認めたとうえで、例外として必要な制限を加えるという法的構造にはなっていない。受刑者の面会や信書発受の権利としての性格には、なお決定的な曖昧さが残るといわざるをえない。

3 今般の行刑改革は受刑者に焦点を合わせているが、未決被拘禁者についても、社会的コミュニケーションの保障は当然に問題となる。現行法を概観すると、刑事訴訟法80条が、「勾留されている被告人」について「法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる」と定めている（被疑者について同207条1項により準用される）。刑事訴訟

法81条は、裁判所は「逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、……接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押さえることができる」としている。いわゆる接見禁止の規定である。これらの規定は、弁護士以外の者との面会と信書の発受をカバーしている。

監獄法45条、同46条は、未決被拘禁者の面会・信書発受について、相手方を限定することなく認めている。しかし、監獄法50条の包括的委任を受けて、監獄法施行規則121条ないし128条が面会について、同130条ないし139条が信書の発受について、面会の立会、信書の検閲などの制限を定めている。

未決被拘禁者の面会・信書発受については、現行監獄法上も、一応は権利として性格づけられているにせよ、面会の立会、信書の検閲など、やはり広汎かつ強度の制限が加えられている。刑事施設法案(1991年法案109条ないし117条)においても、面会・信書発受の相手方に原則として制限がなく、発言の制止や面会の停止、信書の削除・差止の措置をとる場合がある程度具体的に示されているものの、面会・信書発受の態様については広く刑事施設の「管理運営」上必要な制限ができるとされ、例外なしの面会の立会と信書の検閲が定められている。面会・信書発受の権利としての性格が一応は認められているとはいえ、なお広汎かつ強度の制限が残されている。ここにおいても、原則として自由かつ秘密の面会・信書発受を明確に保障したうえで、例外として必要な制限を加えるという法的構造はとられていない。かくして、面会・信書発受の「権利」の実質が切り崩され、権利としての性格が形骸化しかねない。

4 被拘禁者の社会的コミュニケーションに対する広汎かつ強度の制限については、これまでも強い批判が提起されてきた<sup>3)</sup>。また、被拘禁者からも不満が表明されてきた。2003年10月20日、政府の行刑改革会議第6回会議に提出された「行刑の実情に関する調査(受刑者アンケート)」<sup>4)</sup>によれば、有効回答数2,562のうち「外部との面会について困ったこと」が

あったとの回答が41.6%あり、長期受刑者ほどこの回答の割合が高くなっている。その内容としては、「時間が短すぎる」が435人(17.0%)、「面会人の範囲を友人等に広げるべき」が217人(8.5%)、「回数制限すべきでない」が190人(7.4%)であり、「刑務官が立ち会い、会話が自由にできない」、「会話内容の制限が多すぎる」が続いている。また、「外部との信書の発受について困ったこと」があったとの回答は39.7%あり、この回答も長期受刑者ほど多くなっている。その内容としては、「発信回数・日が制限されている」が335人(13.1%)、「不当な検閲」が274人(10.7%)、「発受信の相手が限られている」が253人(9.9%)であり、「処理が遅すぎる」、「特別発信の改善」が続いている。

受刑者の社会的コミュニケーションについて、『提言』<sup>5)</sup>は、まず「総論」において、「自由刑は、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由を剥奪することを目的の一つとしており、この目的からすれば、受刑者の外部交通に一定の制限があることは当然であると考えられる。／他方において、自由刑は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることをも目的としており、行刑施設に入所した後に、面会や信書の発受等の外部交通を通じて、健全な社会との良好な関係を維持することは、その改善更生や円滑な社会復帰に寄与するものであることは言うまでもない」との基本的立場を明らかにし、そのうえで、親族との面会について、「親族は、一般的に、受刑者にとって、その改善更生及び社会復帰の礎ともなるべき存在である」として、「親族との良好な関係の維持に必要と認められる場合」には、面会の回数・時間を増やすこと、遮蔽板のない部屋を使用し、施設職員の立会を緩和するなど面会方法に配慮すること、土曜日・日曜日の面会に配慮することを提言した。

さらに『提言』は、「現在、一般には、親族だけではなく、友人、知人が、受刑者と社会との良好な関係の維持に重要な役割を果たすに至っている」として、「受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するために有益な場合」には、友人・知人との外部交通を積極的に認めていくべきとし

た。また、「電話は通信手段として一般社会においても普及しており、遠方に居住しているなど、行刑施設に容易に面会に行くことのできない親族等との関係を維持するための手段としても効果的である」として、「まず、開放処遇を受けている者から認めるなど、一定の基準の下に、受刑者がその改善更生及び円滑な社会復帰に有益な場合に電話による通信を行えるよう」、その内容確認についての検討と合わせて、検討すべきであるとした。

5 この『提言』が、受刑者が「外部交通を通じて、健全な社会との良好な関係を維持することは、その改善更生や円滑な社会復帰に寄与する」との基本的視点を明確に示し、親族との面会機会の拡大、遮蔽板のない部屋での面会、面会の立会の緩和とともに、友人・知人との外部交通の積極化、さらには電話の使用を提言したことについては、積極的に評価すべきように思われる。

他方、『提言』が、「行刑の基本理念」において「社会からの隔離」を強調するその基調のうえに、受刑者に対する図書差入の不許可処分を適法とした1985年最高裁判所判決<sup>6)</sup>に依拠する形で、「自由刑は、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由を剥奪することを目的の一つとしており、この目的からすれば、受刑者の外部交通に一定の制限があることは当然であると考えられる」との基本的立場を示したことには、注意が必要である。「一定の場所に拘禁」することを超えた意味を含む「社会からの隔離」が自由刑の目的として積極的に承認されるとき、1985年最高裁判所判決がいうように、受刑者の外部交通は「一般的に禁止」されたうえで、恩恵的利益として部分的に禁止が解除されるという法的構成がとられやすい。これこそ現行法の基本的立場である。『提言』において、外部交通が受刑者の「改善更生及び円滑な社会復帰」にとって有害な場合に制限されるのではなく、これに「有益な場合」に限り拡大ないし許可されるという法的構成がとられたのも、それゆえである。

さらに、行刑改革会議の審議の過程で、2003年12月8日の第8回会議において事務局により提出された『行刑の在り方(提言)骨子案』にあった

「受刑者の外部交通には自ずから一定の制限があるが」の「自ずから」は削除されたとはいえ、『提言』においては、「社会との隔離」という目的のために外部交通は「当然」に制限を受けるとされた。このような立場は、これまでも、自由刑の刑罰内容は身体の拘禁に尽きるとする自由刑の純化の観点から批判されてきた<sup>7)</sup>。たとえ自由刑の純化という立場によらなくても、「社会からの隔離」を根拠にした「自ずから」の権利の制限という法的構成は、制限目的においても、制限の限界においても、二重の曖昧さがあることから、結局は過剰な制限がもたらされる危険性を含んでおり、それゆえ、今後なされるであろう具体的立法、さらにはその現実の運用のなかで、広汎かつ強度の制限が温存される危険が残るといわざるをえない。かくして、今回の『提言』によっても、受刑者の外部交通について法の支配の確立はないのである。加えて、受刑者の「改善更生及び円滑な社会復帰」が自由刑の目的として位置づけられるにせよ、受刑者の人間としての尊厳の尊重という要請からも、また、その効果的達成のためにも、受刑者の主体性とその同意に基づく処遇参加が基礎におかれるべきとすれば<sup>8)</sup>、「改善更生及び円滑な社会復帰」を根拠にして外部交通が制限されることには疑問が残る。

## (2) 裁判を受ける権利、弁護権の保障と法的コミュニケーション

1 被拘禁者の法的コミュニケーションについては、身体を拘束された被疑者・被告人とその弁護人（選任権者の依頼により弁護人となろうとする者を含む。以下、同じ）とのコミュニケーションと、刑事施設における違法な処遇を理由とする損害賠償請求訴訟その他民事訴訟などに関する被拘禁者と訴訟代理人その他の弁護士とのコミュニケーションに大別することができる。前者は、それ自体として、刑事手続における被疑者・被告人の防御権の行使として性格づけられ、後者は、憲法32条の保障する裁判を受ける権利の前提として位置づけられる。人権侵害の救済を求める申立などに関連する人権擁護機関と被拘禁者とのコミュニケーションも、後述する



イギリスにおいてそうであるように、法的コミュニケーションとして扱うことができるであろう。

被拘禁者の法的コミュニケーションについても、まず現行法を概観しておく。

憲法34条は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と規定している。この憲法上の権利は、1999年3月24日の最高裁判所大法廷判決<sup>9)</sup>がいうように、「身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものであり」、「単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないということとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障している」ものとして理解されなければならない。すなわち、弁護人の援助を受ける権利(以下、弁護権)の実質的保障ないし有効な弁護の保障である。また、憲法37条3項は、身体拘束の有無にかかわらず、「刑事被告人」に対して弁護権を保障している。

刑事訴訟法39条1項は、憲法34条を受けて、身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人とのあいだの自由かつ秘密の接見交通権を保障している。先の最高裁判所大法廷判決は、この接見交通権について、「憲法34条の右の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、刑訴法の右規定は、憲法の保障に由来するものである」と意義づけている。いうまでもなく逮捕・勾留は被疑者・被告人の防御権の制限を目的とするものではない。しかし、身体の拘束にともない、防御権の行使には事実上大きな制約が生じる。しかも、身体の拘束により、その根拠とされた嫌疑を争い、身体の解放を求めるなど、

防御権の行使はますます重要な意義を有するようになる。このような状況下、防御権の保障を実質化するためには、弁護人との自由かつ秘密の接見交通を通じて、その実効的援助を受けられるよう確保しなければならない。

しかし、刑事訴訟法39条2項、同条3項は、この接見交通に関する制限を定めている。同条3項は、公訴提起前に限り、「被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限」することのない範囲において、捜査機関が、「捜査のため必要があるとき」は、接見交通の日時、場所、時間を指定することができる<sup>10)</sup>と定めている。この接見指定と、自由かつ秘密の接見交通、それを通じての有効な弁護の保障とのあいだに強い緊張関係があることはいうまでもない。これまで接見指定をめぐって、判例が大きく展開し、理論的研究成果が蓄積されてきたのはそれゆえである<sup>10)</sup>。接見交通権をめぐる議論の焦点は、この接見指定に合わせられてきた。

また、同条2項は、「法令……で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる」としている。この規定は、刑事拘禁法と重要な接点を有するものとして理解されている。しかし、この規定の具体的意味、監獄法の現行規定との関係、自由かつ秘密の接見交通権や有効な弁護の保障との関係などについては、必ずしも十分明らかとはいえない。さらには、刑事拘禁法の立法に対してどのような影響を与えるかも問題となる。今回、法的コミュニケーションをめぐる本稿の検討は、これらの問題に焦点を合わせることとしたい。高田昭正が指摘するように、「接見交通権の実効的保障が果たされるような法的現実を全体としてどのように構想し、その構想をどのように実現するか、ということが『決定的に重要』」なのであれば<sup>11)</sup>、接見指定の問題に限らず、これら刑事拘禁法と刑事手続法の交錯領域にある重要問題に理論的検討を加えることが必要だからである。

2 身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人との接見交通について、監獄法施行規則121条ただし書きは、30分以内との接見時間の制限を除外し、同125条2項は、会話内容の聴取の適用を除外している。監獄法施行規則

127条1項は、「接見ニハ監獄官吏之ニ立会フ可シ但刑事被告人ト弁護士トノ接見ハ此限ニ在ラス」として、施設職員の立会がないことを定めている。同条2項は、「逃走不法ナル物品ノ授受又ハ罪証湮滅其他ノ事故ヲ防止スル為メ必要ナル戒護上ノ措置ヲ講ス可シ」と規定しているが、一般に、これらは刑事訴訟法39条2項のいう「法令」として理解されている。実務上、遮蔽板の備え付けられた接見室における閉鎖面会が行われている。また、刑事施設法案は、弁護士との面会について執務時間外、人数制限(3人)を超える面会の申出がある場合、刑事施設の「管理運営」上支障があるときには応じなくてもよいとしているが(1991年法案110条3項)、結局、広く刑事施設の管理運営上の支障という理由から接見交通が制限されることになり、被疑者・被告人の接見交通権が過度に制約されることになるから、このような規定をおくことは、刑事訴訟法39条2項との関係においても認められないとの批判も強い<sup>12)</sup>。

身体を拘束された被疑者・被告人と弁護士とのあいだの信書の発受については、刑事訴訟法上、それが同法39条1項の「接見」にあたるのか、「書類若しくは物の授受」にあたるのか議論があり、この規定により信書の秘密性がどのように保障されているか理解が分かれているが、監獄法、監獄法施行規則においては、これに関する特別の規定が存在しない。実務上、「所長ニ於テ処遇上其他必要アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得」とする同規則129条2項によって、信書の数を制限されないことを除き、社会的コミュニケーションとしての信書の発受と同じ取扱がなされ、一律の検閲が行われている。後述するように、このことは刑事訴訟法39条1項による自由かつ秘密の接見交通、その基礎にある憲法34条による弁護権の実質的保障に矛盾するのではないか問題とされている。刑事施設法案も、被拘禁者が国・地方公共団体の機関や弁護士から受信する信書については、「その旨を確認する限度において」検査することとし、不明確ながらも内容の閲読を排除しているようであるが(1991年法案114条2項)、被拘禁者が発信する信書については、なお検閲を行うこととしてい

る。

3 被疑者・被告人と弁護人との面会・信書発受を除く、民事訴訟などに関する法的コミュニケーションとしての面会・信書発受については、監獄法上、特別な扱いはなされていない。社会的コミュニケーションとしての面会・信書発受の場合と同じように、施設長の裁量による個別的許可の対象とされる。面会には会話内容の聴取を含む立会が行われ、信書は一律に検閲される。停止や差止の可能性もある。

かくして、現行法上、民事訴訟などに関する法的コミュニケーションは、社会的コミュニケーションの場合と同様、被拘禁者の権利としてではなく、むしろ「一般的に禁止」されたうえで、裁量的判断によって例外的に与えられる恩恵的利益として性格づけられている。このような前提のうちに、広汎かつ強度の制限が認められている。ここにおいて法の支配は確立していない。刑事施設法案は、受刑者についても、「訴訟の遂行……その他……法律上……の重大な利害に関わる用務の処理」のため必要な相手方との面会・信書発受を認めているものの、受刑者、未決被拘禁者いずれについてもなお、面会の立会、信書の検閲など広汎かつ強度の制限を認めている。このとき、面会・信書発受の権利としての性格が形骸化するおそれがあることは上述のとおりである。しかし、自由かつ秘密の法的コミュニケーションの重大な制約が、憲法32条の保障する被拘禁者の裁判を受ける権利と矛盾しないのか問題となる。憲法上の裁判を受ける権利は、いわゆる司法拒絶を禁止するが、これを市民の側からみれば、裁判へのアクセスの保障を意味している。そして、裁判にアクセスする権利の保障を実質化するためには、実効的な法的援助の保障が不可欠とされるからである。面会の立会、信書の検閲をはじめとする現行の広汎かつ強度の制限は、実効的な法的援助の保障にとって決定的障害となり、被拘禁者の裁判へのアクセスを妨げることになるのではなからうか。

4 今般の行刑改革は、その対象を受刑者に限定していたが、『提言』は、「総論」において、「受刑者であっても、訴訟の遂行等法律上の重大な利害

に係る用務を処理することが否定されるべきではなく、その処理のためには、外部交通が重要な手段であることも明らかである。ノさらに、職員が受刑者に対して人権侵害行為に及んだ場合に、受刑者が萎縮することなく、人権救済等を求めることができるようにすることが重要であり、そうした環境を整えておくことは、人権救済等を実効あらしめることに役立ち、その種事案の再発防止にも有効である」と述べ、受刑者の法的コミュニケーション一般の重要性を確認した。そのうえで、『提言』は、「訴訟の遂行等法律上の重大な利害に係る用務の処理……のためには弁護士との面会を認めることが相当であり、面会方法についても、その用務等に応じて必要と認める場合は、職員が立会いをしないなどの配慮をすることが相当」としている。法的コミュニケーションとしての弁護士との面会については、「受刑者の権利擁護に必要であったり、用務によっては受刑者の円滑な社会復帰に資するもの」であるから、「受刑者であってもこのような面会を否定されるべきではなく、さらに「立会いをしないなどの配慮」が求められたのである。

また、信書の発受について、『提言』は、「受刑者が萎縮することなく、矯正当局以外の機関等に、人権救済等を求めることができる環境を整える必要がある」とし、このことが同時に、職員の暴力事案などの再発防止にも寄与するとした。『提言』は、その秘密保護について、「受刑者が、人権救済等を求めるため、 裁判所、検察庁、法務局、弁護士会又は弁護士に信書を発信することを求める場合は、信書の検査としては、及び のことを確認するにとどめる。そして、これらのことが確認できた場合には、その発信を認めることが相当である。ただし、 に掲げた機関等に対する信書を用いた不正連絡事案もないわけではなく、及び のことを確認する過程で、その発信によって、刑罰法令に触れる結果が生ずるおそれ又は逃走等施設の規律秩序を著しく害する結果が生ずるおそれがあると認められる場合には、行刑施設の社会的責務等からして、そのまま発信を許可することは相当ではなく、全部又は一部の発信禁止処分ができる」と

した。

この提言は、非常に曖昧な表現ながら、弁護士との面会、人権救済などの目的による法的コミュニケーションについて、被拘禁者の権利としての性格を認めたものとして理解しうる。面会の立会の排除は、「その用務等に応じて必要と認める場合」に限られているが、これが原則排除を意味するのか明確ではない。少なくとも、刑事施設における違法な処遇を理由とする損害賠償請求訴訟の準備、遂行に関する面会の場合などについては、その用務の性質からして、立会を排除する趣旨であろう。現行実務からは格段の進歩である。しかし、視覚的監視にとどまらない、会話内容の聴取を含む立会を全面的に排除しなかったことには、なお注意が払われるべきである。また、信書の秘密保護についての提言内容も、たしかに現行実務からの大きな進歩であり、「行刑運営の透明性の確保」による人権侵害の防止とその実効的救済という今般の行刑改革の主要目的が、ここに具体化されていると評価することができる。とはいえ、受刑者が発信する信書の秘密保護については、具体的方法が提言されたにせよ、法的コミュニケーションとして弁護士などから受信する信書の秘密保護については、触れられていない。裁判へのアクセスの基盤としての、自由かつ秘密の法的コミュニケーションを通じての実効的な法的援助の保障という観点から、面会・信書の自由と秘密保護について、なお厳密な検討が必要である。

5 被拘禁者の法的コミュニケーションをめぐって、近時、きわめて重要な判例の展開がみられる。これらの判例には、現行の法と実務に内在している問題が鮮明に映し出されている。

民事訴訟に関する弁護士とのコミュニケーションについて、徳島刑務所事件においては、施設職員から暴行を受けたなどとして国家賠償請求訴訟を提起した受刑者が、訴訟代理人の弁護士との接見が不許可とされ、あるいは接見時間が30分以内に制限され、施設職員が接見に立ち会ったことについて、国家賠償請求訴訟を提起した。国内裁判所における国際自由権規約の直接適用という点においても、この事件は強い注目を集めた。1996年

3月15日、第一審徳島地方裁判所<sup>13)</sup>は、国際自由権規約14条1項の要請、被拘禁者の接見の権利の重要性を踏まえつつ、施設長がとくに必要と認めた場合に限り親族以外の者との面会を許すとしている監獄法45条1項、同条2項を解釈するならば、「民事事件の訴訟代理人たる弁護士との接見は原則として許可すべきであり、特段の事情がないのに接見を拒否することは、裁量権の範囲を逸脱し違法となる」と判示し、接見時間を30分以内とした8件の措置、緊急の必要性はないとして懲罰中の接見を認めなかった措置を違法と判断した。

控訴審の高松高等裁判所<sup>14)</sup>は、1997年11月25日、裁判を受ける権利を保障する「B規約14条1項は、その内容として武器平等ないし当事者対等の原則を保障し、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利をも保障していると解するのが相当であり、接見時間及び刑務官の立会いの許否については一義的に明確とはいえないとしても、その趣旨を没却するような接見の制限が許されないことはもとより、監獄法及び同法施行規則の接見に関する条項については、右B規約14条1項の趣旨に則って解釈されなくてはならない。……受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利ないし自由は、広い意味において憲法13条の保障する権利ないし自由に含まれると解することができ、その点からも、監獄法及び同法施行規則の接見に関する条項については、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利にも配慮した解釈がなされなくてはならない」とした。

次に判決は、「受刑者に対しても憲法32条の裁判を受ける権利の保障は及ぶものの、同権利は、……いわゆる司法拒絶の禁止を意味するものであって、受刑者が民事事件の訴訟代理人と直接面談して打ち合わせ、その際刑務所職員の立会いを排除して打合せ内容の秘密を確保することまでを直接に保障したものは解されない」が、しかし、「受刑者であるとの一事をもって当然に憲法上の権利・自由の制約が許されるものではなく、懲役刑においては、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自

由を剥奪し、これに定役を課すことにより犯罪に対する応報を遂げることが目的の一つとするものであるから、身体的自由が束縛されることは当然としても、それ以外の権利・自由に対しては、懲役刑のもう一つの目的である受刑者の改善更生を図る処遇をすることと、行刑施設が受刑者を多数拘禁し集団として管理する施設であって内部における規律秩序を維持しなければならないという二つの要請から必要とされる場合に、その目的を達成するために合理的な範囲内で制約を加えることが許容されるにすぎない」とした。そのうえで、判決は、「憲法上受刑者に対しては外部交通権としての接見の権利が保障されているものと解されるが、外部交通権が受刑者の更生にとって極めて重要な意義を有するものであることを考えると、接見に対する制限においては、処遇上及び刑務所内の規律秩序維持上の必要があるか否か、その制約が合理的な範囲内にあるか否かの判断については一定の厳格さが要求される」とした。

以上を踏まえて、判決は、「受刑者とその民事事件の訴訟代理人である弁護士との接見について、当該事件の進捗状況及び準備を必要とする打合せの内容からみて、具体的に30分以上の打合せ時間が必要と認められる場合には、相当と認められる範囲で時間制限を緩和した接見が認められるべきである。また、当該民事事件が、当該刑務所内での処遇ないしは事件を問題とする場合には、刑務所職員が立ち会って接見時の打合せ内容を知りうる状態では十分な会話ができず、打合せの目的を達しえないことがありうることは容易に理解しうるところであって、現に接見の経験を有している弁護士が問題として指摘するところである。そのような状態で訴訟を進めなければならないとすれば、受刑者であることゆえに訴訟において不利な立場に置かれ、訴訟における『武器の平等の原則』に反し、裁判の公正が妨げられることになるのであるから、接見を必要とする打合せの内容が当該刑務所における処遇等の事実関係にわたり、刑務所職員の立会いがあつて会話を聴取している状態では十分な打合せができないと認められる場合には、その範囲で刑務所職員の立会いなしでの接見が認められるべき



である」から、これに反した接見制限と接見の立会は違法であると判示した。かくして、判決は、接見時間を30分以内に制限した2件の措置、接見施設職員を立ち会わせた1件の措置を違法と認定したのである。

6 2000年9月7日、原告、被告双方の上告を受けて最高裁判所は、刑務所長の措置を違法とした控訴審の判断を破棄し、事件を高等裁判所に差し戻した<sup>15)</sup>。判決は、接見時間を30分以内とし、接見施設職員の立会を要することを定めた監獄法施行規則の規定が憲法13条、同21条に違反しないことは、最高裁判所の先例の趣旨に徴して明らかであり、また、国際自由権規約14条に違反すると解することもできないとした。そのうえで、判決は、「刑務所における接見時間及び接見度数の制限は、多数の受刑者を収容する刑務所内における施設業務の正常な運営を維持し、受刑者間における処遇の公平を図り、施設内の規律及び秩序を確保するために必要とされるものであり、また、受刑者との接見に刑務所職員の立会いを要するのは、不法な物品の授受等刑務所の規律及び秩序を害する行為や逃走その他収容目的を阻害する行為を防止するためであるとともに、接見を通じて観察了解される事情を当該受刑者に対する適切な処遇の実施の資料とするところにその目的がある。したがって、具体的場合において処遇上その他の必要から30分を超える接見を認めるかどうか、あるいは教化上その他の必要から立会いを行わないこととするかどうかは、いずれも、当該受刑者の性向、行状等を含めて刑務所内の実情に通暁した刑務所長の裁量的判断にゆだねられている」から、刑務所長の判断は、「裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合でない限り」、国家賠償法上違法とは認められず、このことは、「受刑者が自己の訴訟代理人である弁護士と接見する場合でも異ならない」とした。

本件における接見時間の制限について、判決は、「徳島刑務所の接見業務の運営状況や徳島刑務所の収容人数、収容対象等からすると、被告人甲野に30分を超える接見を認めた場合には他の受刑者との間の処遇の公平を害し、他の受刑者から同様の接見を求められたとすると、接見業務に支

障が生じ、施設内の規律及び秩序を害するおそれがあった」から、「本人尋問の準備のための打合せを目的としたものであることを考慮しても、接見時間を規則の原則どおり、1回につき30分以内に制限した所長の処分が、いまだ社会通念上著しく妥当を欠くものとはいえず」、刑務所長の判断に裁量権の逸脱・濫用はないとした。接見の立会については、頻繁に懲罰処分を受け、処遇に対する不満から拒食をし、強制給養を受けていたこともあるという受刑者の性向、行状などにかんがみると、「接見の相手方が訴訟代理人である弁護士であったとしても、接見時における不測の事故を防止するため、あるいは被告人甲野（原告の被拘禁者・引用者註）の動静を把握してその処遇に資するために、刑務所職員を接見に立ち会わせる必要性は特に大きかった」から、接見の目的が刑務所の処遇に関して提起した国家賠償請求訴訟についての「事実調査であるとしても、立会いを行うことがいまだ社会通念上著しく妥当を欠くものということとはできず」、刑務所長の判断に裁量権の逸脱・濫用はないとした。

この多数意見に対して、遠藤裁判官は、憲法32条により受刑者も公正な裁判を受ける権利が保障されている以上、これを事実上阻害するおそれがないよう十分配慮しなければならないとの基本的立場を示したうえで、民事訴訟においては弁護士とのあいだで長時間、秘密の打ち合わせが必要となる場合もあり、また、本件において「打合せを実質上の相手方もいうべき徳島刑務所の職員の監視の下で行わせるということは、誰の目から見ても余りにも不公平であることは明らかであり、これを容認するとすれば、公正な裁判を受けさせるという理念は完全に没却されてしまう」から、時間制限と面会の立会に関する刑務所長の措置は違法であるとの反対意見を付した。

このような下級審と最高裁判所とのあいだの判断の変遷からも、民事訴訟などに関する被拘禁者と弁護士とのコミュニケーションの自由と秘密保護をめぐる問題が、憲法32条の保障する裁判を受ける権利、憲法13条による個人の尊厳の尊重と幸福追求権の保障などと関連して、重要な理論的課

題であることが鮮明に示されるであろう。

7 身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人との信書の秘密保護をめぐっても、重要な判例の展開がみられる。

いわゆる高見・岡本国倍訴訟においては、大阪拘置所に勾留されていた刑事事件の被告人と弁護人とのあいだの34通の信書が検閲され、その内容が記録化されていた。信書発受の状況に関する公判立会検察官の照会に応じて、拘置所長がこの記録に基づき回答書を作成し、回答したので、検察官はそれを刑事訴訟法81条による接見禁止、刑事訴訟法321条1項2号後段に基づく特信性を立証する資料として用いた。これに対して、刑事事件の弁護人であった弁護士が、拘置所長および検察官の処分は秘密の接見交通権を侵害する違法なものであるとして、国家賠償請求訴訟を提起した。

2000年5月25日、大阪地方裁判所<sup>16)</sup>は、まず、「接見における秘密交通権の保障が憲法に由来する重要なものであることを考慮すると、書類若しくは物の授受の場合においても、被拘禁者と弁護人との間の意思及び情報の伝達が問題になる場面においては、同項は、秘密交通権の一態様として、その秘密保護のためのできる限りの配慮を要求しているものと解するのが相当であり」、「書類の授受の中でも、少なくとも被拘禁者と弁護人との間の信書の授受については、他の書類の授受や物の授受とは別個の考慮が必要であるというべきである。かような信書の授受は、正に弁護人と被拘禁者の意思及び情報の伝達が問題になる場面であり、信書の授受による意思及び情報の伝達も、被拘禁者の防御権及び弁護人の弁護権にとって重要なものであり、それらが捜査機関、訴追機関及び収容施設側に対して秘密性が保障される必要性は接見における口頭の場合と実質的にはさほど異なるところはないと考えられるからである」として、「被拘禁者と弁護人との間の信書の授受についても、刑訴法39条1項は、できる限り接見に準じ、その内容についての秘密保護を要請している」との基本的立場を示した。そのうえで、判決は、被拘禁者と弁護人とのあいだの信書について、一切の開披が認められないわけではなく、「混入物の存否や実際に弁護人との

間の信書であるか否か等の確認を許容する以上、その目的の限度で信書を開披し、その内容を収容施設側が閲読することも、許容されているといわざるを得ない」とした。

これを踏まえて、判決は、信書の一律検閲とその記録化について定める監獄法、監獄法施行規則の規定は、弁護権に関する憲法、秘密の接見交通権を保障する刑事訴訟法の要請に適合するよう解釈されなければならない、監獄法46条1項の解釈としては、まず、信書の発受自体を禁止することはできないとした。また、「同規則130条に基づいて発信の信書は封緘をせずに所長に差し出させ、受信の信書はこれを開披し、いずれもその内容を閲読することまでは許されるが、それは、あくまで、……信書以外の物や第三者の信書又は第三者宛の信書が含まれていないかどうか、更には弁護人からの信書かどうかを確認する限度で行われるべきもので、それ以上に、その内容を精査することは許され」ず、「同規則139条については、弁護人との間の接見の場合と同様に（この場合には接見の内容の要旨が記載されることはあり得ない。）、その内容の要旨を記載することは、……極めて例外的な場合を除いては同条からは除かれており、それを記載することは、『処遇上其他参考ト為ル可キ事項』としても、禁止されている」と判示した。

かくして、判決は、被拘禁者の発信する信書を封緘させずに差し出させ、また、弁護人から受信した信書を開披したこと自体は違法でないが、被拘禁者と弁護人とのあいだの信書についても、他の信書と区別することなく記録化していたこと、検察官の照会に応じて回答したことは違法であるとした。また、検察官の照会と立証資料としての回答の使用は、被拘禁者の防御権、ひいては原告である弁護人の弁護権を侵害するものとして違法であるとした。この判決は確定した。

8 このように、高見・岡本国賠訴訟の大阪地方裁判所判決は、自由かつ秘密の接見交通権の要請に照らして監獄法、監獄法施行規則を限定解釈することによって、身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人とのあいだの

信書の一律の検閲・記録化について違法とした。しかし、いわゆる高野国賠訴訟において、最高裁判所は、2003年9月5日、信書の検閲を適法とする判断を明らかにした。

高野国賠訴訟の争点は多岐にわたるが、信書の検閲については、東京拘置所に勾留中の被告人と弁護人とのあいだで発受された信書が検閲されたことから、この弁護人である原告が、被疑者・被告人と弁護人との信書の一律の検閲の根拠となっている監獄法50条および監獄法施行規則130条は憲法34条に違反するなど主張して、国家賠償請求訴訟を提起した。

2000年3月27日、第一審の浦和地方裁判所<sup>17)</sup>は、「未決勾留によって拘禁されている被告人に対し、外部との自由かつ秘密の通信を許すならば、逃亡や罪証隠滅、更には監獄内の規律及び秩序を乱す行為に出る計画の通謀を行うことなどが予想されるところであり、その結果、前記未決勾留の目的を達成することができなくなるに至ることは明らかである。そして、外形的事情のみから通信の内容を推測することは必ずしも容易ではないから、これらの事態を予防する対策として、未決勾留によって拘禁されている被告人の発受する信書を検閲し、その内容を知る必要があ」る一方、「未決勾留によって拘禁されている被告人が弁護人との間で発受する信書を検閲することは、被告人の発受する信書の検閲の対象が弁護人との間で発受するものに限られるわけではないことに照らしても、逃亡又は罪証隠滅の防止並びに監獄内の規律及び秩序の維持を目的とするものであり、右コミュニケーションそのものの制約を目的とするものではないことが明らかであり、また、被告人と弁護人とは、そのコミュニケーションの方法を信書の発受のみに限定されているわけではなく、拘置所等において立会人なしに口頭により自由に接見することが保障されているのである(刑訴法39条1項)」から、身体を拘束された被告人と弁護人とのあいだの信書の検閲は、「右コミュニケーションの手段又は方法を規制する効果を有するにすぎないと認めるのが相当であって、右検閲が右権利に加える制限の程度は、なお必要かつ合理的な範囲にとどまるもの」であって、信書の検閲

は憲法に違反せず、違法でもないとした。控訴審の東京高等裁判所判決も、この判断を支持した<sup>18)</sup>。

2003年9月5日、最高裁判所は、被拘禁者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法50条および監獄法施行規則130条の規定が憲法21条、34条、37条3項に違反するものでないことは、最高裁判所の先例の趣旨に徴して明らかであり、これらの規定が、国際自由権規約14条3項、同17条に違反すると解することもできないとして、原告の上告を棄却した<sup>19)</sup>。

この多数意見に対しては、梶谷、滝井両裁判官が、詳細な反対意見を付している。反対意見は、憲法34条に由来して刑事訴訟法39条1項が自由かつ秘密の接見交通権を保障していることを前提として、同条2項の「必要な措置」の意味を解釈しなければならず、したがって、逃亡や罪証隠滅に関する「具体的危険性がうかがわれる等の特段の事情がないにもかかわらず、一般的、抽象的なおそれがあるというだけの理由で、拘置所長が一律に信書を検閲することは、障害防止のために必要かつ合理的制限の範囲を超えるものというべきであって……、そのようなことは、同条2項も、同条1項が規定する接見交通権の重要性にかんがみ、『必要な措置』として想定していない」とした。反対意見は、真に弁護人とのあいだの信書であるか、信書に別の「物」が封入されていないか検査することはできるものの、秘密の接見交通を保障するためには、口頭による場合と同様、信書についても内容の秘密保護が要請されるから、弁護人とのあいだの信書であることが明らかである以上、その内容の閲読は認められないとしたのである。

以上のような判例の展開からも、刑事訴訟法39条1項の保障する自由かつ秘密の接見交通権、その基礎にある憲法34条の弁護権の実質的保障との関連において、身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人とのあいだの信書の秘密保護が、理論的にも、実践的にも、きわめて重要な問題であることが明らかとなる。

(3) 本稿の課題と構成

1 以上のような問題状況から、刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションをめぐる重要問題が浮かび上がってくる。

第1に、被拘禁者の社会的コミュニケーションをめぐっては、まず、その法的性格が問題となる。現行監獄法において、受刑者の社会的コミュニケーションが権利として性格づけられていないことは明らかとしても、憲法上、未決被拘禁者も含めた被拘禁者の社会的コミュニケーションはどのように位置づけられるのか。このことが、立法を構想するうえでも、現行法の解釈においても、出発点となるはずである。この問題には、自由刑の法的性格、「社会からの隔離」や「社会復帰」という目的の位置づけなどが関連してくるであろう。また、刑事事件の被疑者・被告人である未決被拘禁者の社会的コミュニケーションについては、防御権の保障と密接に関連しているということが、正しく踏まえられなければならない。

そのうえで、面会、信書の発受の自由と秘密保護について、その意義と限界が明らかにされなければならない。現在のような広汎かつ強度の制限が果たして認められるべきか、十分な検討が必要である。また、刑事訴訟法81条、同207条1項は、未決被拘禁者の社会的コミュニケーションについて、逃亡・罪証隠滅の防止という目的のための裁判官・裁判所の判断による制限を認めているが、この制限と刑事拘禁法上の制限との関係が解明されなければならない。面会方法としては、遮蔽板の備えられた面会室における身体接触の不可能な閉鎖面会に代えて、一定の身体接触を許容する開放面会の導入が問題となるであろう。さらには、新しいコミュニケーション手段としての電話の使用についても問題となる。

被拘禁者の社会的コミュニケーションについて論じるとき、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり維持という目的が強く関連する。この目的のために、社会的コミュニケーションの法的保障はどのようになされるべきか問われるとともに、行刑改革の途上にある現在、これらを維持するための社会的援助が構想されるべきである。このような社会的援助としては、貧

困な家族に対する面会費用補助という経済的援助だけでなく、面会のために刑事施設を訪問した家族、友人に対する助言や支援の提供という対人サービスについても構想されるべきであろう。

第2に、民事訴訟などに関する法的コミュニケーションについて、まず、その法的性格、とくに憲法上の権利としての性格が問題となる。この問題には、憲法32条の保障する裁判を受ける権利、裁判にアクセスする権利が重要な意味を有している。

そのうえで、このような法的コミュニケーションの保障のあり方、それに対する制限の根拠と限界が明らかにされなければならない。徳島刑務所事件の最高裁判所判決がいうように、被拘禁者の法的コミュニケーションを制限し、その内容を聴取・閲読することが広く認められてよいのであろうか。それとも、被拘禁者の裁判にアクセスする権利を実質的に保障するために、現行のような広汎かつ強度の制限は認められるべきではないのか。これは理論的にも、実践的にも重要な課題である。

第3に、身体を拘束された被疑者・被告人とその弁護人とのコミュニケーションをめぐる問題がある。とくに、高見・岡本国賠訴訟、高野国賠訴訟において問題となった被疑者・被告人と弁護人とのあいだの信書の検閲、その秘密保護が最大の焦点となる。

この問題をめぐっては、刑事訴訟法39条1項の定める自由かつ秘密の接見交通権、その基盤にある憲法34条による弁護権の実質的保障ないし有効な弁護の保障が決定的重要性を有することに疑いはない。そのうえで、信書の秘密保護との関係における刑事訴訟法39条1項の意味、同条2項に基づく制限の意義とその限界、この規定に基づく制限と刑事拘禁法上の制限との関係が問題となる。この問題は、さらに、刑事施設法案が予定していた刑事施設の管理運営上の必要という理由から防御に関するコミュニケーションを制限することの可否と限界という問題の解明につながっていく。

2 このように、被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションをめぐる問題は、刑事拘禁法と刑事手続法の交錯領域に位置し、非常に複雑な形で現



被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションをめぐる重要問題

	受 刑 者	未決被拘禁者
社会的 コミュニケーション	家族の絆，社会的繋がりの維持 面会・信書の自由と秘密保護 電話の使用	刑訴法81条による接見禁止
		刑訴法39条 1 項と信書の秘密保護 刑訴法39条 2 項による接見交通制限 刑訴法39条 3 項による接見指定
法的 コミュニケーション	民事訴訟などに関する面会・信書の自由と秘密保護 電話の使用	

れるが，本稿はこれらについて検討を加え，日本法の改革構想の骨格を示すことを課題とする。

このような課題にアプローチするうえで，本稿は，イングランド・ウェールズ（以下，イギリス）法の展開を比較法研究の題材とする。それは，被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションの保障において，とくにこの20年，イギリス法が大きな発展をみせているからである。この間，イギリス法は，かつての裁量による恩恵の利益の付与と広汎かつ強度の制限という法的構造を克服し，基本的権利としての保障と法律に基づく正当な目的のための必要最小限度の制限という法的構造の確立に向けて発展してきた。すなわち，法の支配の確立である。面会における会話内容の聴取をともしない立会の排除，信書についての一律検閲の廃止，法的コミュニケーションにおける自由と秘密保護の徹底などはその成果としてある。このような発展は，ヨーロッパ人権条約（以下，人権条約）に関するヨーロッパ人権委員会（以下，人権委員会）・ヨーロッパ人権裁判所（以下，人権裁判所）の判例によって牽引されたが，2000年10月1日の1998年人権法の施行にともない，人権条約が国内法的効力を有するに至ったことによって，いっそう促進されている。

また，行刑局のイニシアティブにより，一定の身体接触を許容する開放

面会の原則化, ほぼ全面的な電話アクセスと個人暗証番号式電話の使用, 法的コミュニケーションのための開放面会用の個室など, さまざまな先進の実務が開発され, 積極的に取り入れられてきた。さらに, 貧困な被拘禁者の家族に対する面会費用補助という経済的援助においても, 広汎かつ強固な NGO 活動を基盤にした対人サービスとしての被拘禁者の家族, 友人に対する情報, 助言, 支援の提供という面においても, 被拘禁者の家族の絆, 社会的繋がりを維持するための社会的援助がめざましく発達してきた。

かくして, 日本法の改革構想を打ち立てる基本的視座を獲得し, さまざまな具体的示唆を得るためには, イギリス法は比較法研究の恰好の対象となるように思われる。

3 現在, 日本は大規模な行刑改革の途上にあるが, 1990年の刑事施設暴動を契機として, イギリスも全面的な行刑改革を経験した。1991年には, ウールフ控訴院判事を責任者とする政府設置の委員会による原因調査と改革提案が報告書として発表された。いわゆるウールフ報告書である<sup>20)</sup>。政府はウールフ報告書を踏まえ, 行刑改革のマスター・プランを示した『収容, ケア, 公正 イングランド・ウェールズにおける行刑の将来像』を発表し, 具体的改革を実施していった<sup>21)</sup>。

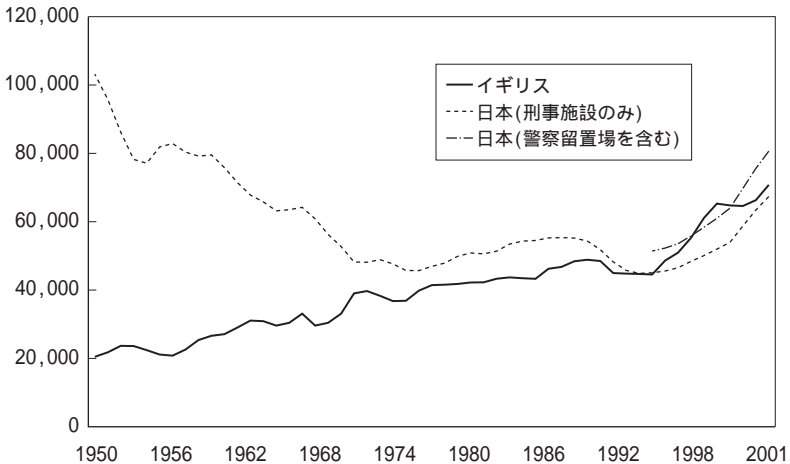
たしかに, イギリスの刑事施設は, とくに1992年10月1日の刑事裁判法施行以降, 量刑の厳格化の所産としての過剰拘禁に悩まされてきた。近年のイギリス刑事司法の法と実務は, 被害者保護とともに, 過剰拘禁の解消を基軸として展開しているといつてよい。過剰拘禁は現在最も深刻である。内務省の発表によれば, 2004年2月2日現在, 定員66,802人に対して, 被拘禁者数は過去最高の74,594人であり(収容率111.7%), 1年前から2,608人増加している<sup>22)</sup>。一人用に設計された居室に二人で収容されている被拘禁者は, 2002年には前年より20.0%増加して13,445人に上った。過剰拘禁は今後ますます深刻になることが予想されているが, これが被収容者処遇の質を低下させ, 実効的改革を妨げていることは否定できない。

過剰拘禁や苛酷で劣悪な収容条件とも関連して, 被拘禁者の自殺も深刻

な問題となっている。2002年度の自殺者は、前年より21人増加して94人に上った<sup>23)</sup>。被拘禁者の死亡事件防止のために活動する NGO インクエストの共同ダイレクターのコウルズとショウが「刑事施設内の自殺を、苛酷で劣悪な刑事施設の収容条件、孤立、貧弱な医療的ケアと切り離して論じることにはできない。これらは、人間の精神的・身体的健康状態に有害な作用を及ぼすからである」と論じているとおりである<sup>24)</sup>。

とはいえ、日本の行刑改革を具体化していくうえで参考とすべき点が多くあるのも事実である。とりわけ、刑事施設オプズマンや刑事施設査察局、市民参加による刑事施設独立監視委員会による実効的な処遇監視と人権救済の制度、人権侵害の防止と社会復帰処遇の提供における NGO その他の市民参加の制度は先進的である<sup>25)</sup>。上述のように、法的・社会的コミュニケーションの領域においても、日本法の現状と対比したとき、さま

1日平均刑事施設被収容者数



出典：犯罪白書平成15年版。警察庁の統計。Home Office, *Prison Statistics England and Wales 2002*。イギリスについては警察留置場の被収容者数を含む。警察留置場の被収容者について、イギリスの場合は逮捕留置された被疑者を含まず、未決拘禁の決定を受けた者だけであり、日本の場合は逮捕留置された被疑者その他すべての警察留置場の被収容者を含む。

## 刑事被拘禁者の国際比較(2002年)

	被拘禁者数	人口100,000あたりの被拘禁者数	刑事施設の定員100に対する被拘禁者数
イングランド・ウェールズ	71,324	137	111
北アイルランド	1,029	61	
スコットランド	6,405	126	101
フランス	53,463	87	112
ドイツ	70,977	86	90
日本	67,353	53	107
アメリカ合衆国	2,019,234	702	

出典：Home Office, *Prison Statistics England and Wales 2002*, p. 40 イギリスについては警察留置場の被収容者数を含むが、日本についてはこれを含まない。

さまざまな点においてイギリス法が先進性を有していることは否定できない。たしかに、イギリス法においても、過剰拘禁、それにとまなう拘禁条件の劣悪さのほかにも、一部のグループないしクラスの被拘禁者に対する保安措置の極端な強化など、さまざまな重大な問題がなお残されている。保安措置の強化は、当然、被拘禁者と外部社会とのコミュニケーションに対しても否定的影響を与えている。しかし、日本法の改革を構想するとき、イギリス法の直面する問題に学ぶことも、それ自体有益であるに違いない。

4 以下、本稿は、まず、複雑な立法と行政命令の体系から構成されているイギリス刑事拘禁法の枠組を整理したうえで、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がりの維持という目的と関連させつつ、被拘禁者の社会的コミュニケーションの意義を明らかにする。そのうえで、社会的コミュニケーションの手段としての面会、信書の発受、電話の使用について、法の支配の確立に向けた法の発展、現行法による具体的な保障状況、制限の根拠と限界に焦点を合わせつつ順に検討する。

さらに、本稿は、被拘禁者の社会的コミュニケーション、とくに面会をめぐって、その家族の絆、社会的繋がりを維持するための社会的援助としての刑事施設面会費用補助制度 (Assisted Prison Visit Scheme) (以下、面会費用補助制度) と刑事施設面会者センター (Prison Visitors' Centre)

(以下、面会者センター)を紹介する。面会費用補助制度は、被拘禁者の貧困な家族に対して交通費、宿泊費などの面会費用を補助する経済的援助の制度である。また、面会者センターは、被拘禁者との面会のために刑事施設を訪問した家族、友人などに対して面会の前後の心地よい待合い場所を提供するとともに、被拘禁者の社会的再統合と家族の福祉のために必要な情報、助言、支援を提供する機能を担っており、その多くが NGO によって、刑事施設から独立して運営されている。限られたものでしかないが、ロンドンにある3か所の面会者センターの訪問調査の記録も付けておく。被拘禁者の面会の機会を現実的に拡大し、その質を向上させることによって、社会的コミュニケーションを被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり維持という目的に実質的に繋げていくうえで、このような社会的援助の実例に学ぶことはたいへん有益であろう。

続いて本稿は、被拘禁者の法的コミュニケーションについて、その意義と権利の発展に検討を加える。刑事手続における被疑者・被告人の防御に関するものも、民事訴訟などに関するものも、被拘禁者と弁護士との法的コミュニケーションについては、被拘禁者の裁判にアクセスする権利の保障にとって不可欠の前提をなすものとして、また、刑事手続における弁護権の実質的保障の本質的要素として特別な意義が認められ、その自由と秘密保護のための法的保障が発展してきた。法的コミュニケーションは基本的権利として認められ、それに対する制限が正当化されるためには、正当な目的のための必要最小限度の制限であることが厳格に要求されている。かくして、被拘禁者の裁判にアクセスする権利、その弁護権の実質的保障のために、自由かつ秘密の法的コミュニケーションの実質的制約に及ぶような制限は排除されている。このような法の支配の確立に向けた発展は、人権条約に関する人権委員会・人権裁判所の判例の強い影響を受けつつ、1998年人権法の施行によって、ますます促進されている。ここにおいて、本稿は、法的コミュニケーションの秘密保護に関連して、コモン・ロー上形成され発展してきた法原則としての法律家の特権 (legal professional

priveledge)の意義を明らかにし、さらに、人権条約における自由かつ秘密の法的コミュニケーションの保障の発展に検討を加える。そのうえで、本稿は、現行法における法的コミュニケーションとしての面会、信書の発受、電話の使用について、とくに一部の被拘禁者に対するきわめて厳重な保安措置との関連において現れる問題にも言及しつつ概観する。

最後に本稿は、イギリス法の比較法研究を踏まえて、社会的コミュニケーションの法的保障、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり維持のための社会的援助の構築、民事訴訟などに関する法的コミュニケーションの保障、身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人との防御に関するコミュニケーションの保障について、日本法の改革構想の骨格を示す。

## 2 イギリス刑事拘禁法の枠組と社会的コミュニケーション

### (1) イギリス刑事拘禁法の枠組

1 被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションについて検討する前提として、イギリスにおける刑事拘禁法の枠組を概観しておきたい<sup>26)</sup>。

イギリスにおいては、1952年刑事拘禁法(the Prison Act)が、刑事拘禁に関する基本法として存在している。さまざまな改正がなされてきたものの、制定後50年間、大改正はなされていない。その理由は、刑事拘禁法が「授権法(enabling legislation)」としての性格を強く有しているからである<sup>27)</sup>。刑事拘禁法は、刑事拘禁に関する規則の制定権限を広く内務大臣に授権しており、内務大臣は、この権限に基づき刑事拘禁規則(the Prison Rules)を制定した。

刑事拘禁法は、刑事施設の運営や諸規則の実施について誰が責任を負うかなど、ごく基本的な事項についてのみ定めており、行刑のより具体的な基準や方法、手続については規定していない。したがって、刑事拘禁法は被拘禁者の権利や被拘禁者に対する国の責務に関する規定をほとんど有していない。これらについてのより具体的規定は、刑事拘禁規則のなかに置

かれている。刑事拘禁規則は、当初1964年に国会下院に提出され承認され、法律としての効力を認められた。かくして、刑事拘禁規則は、たんなる内務大臣の行政命令ないし行刑局の内部規則ではなく、刑事拘禁法の委任に基づく委任立法 (statutory instrument) として、制定法としての地位を有する。ただし、刑事拘禁法が一次的法律とされるのに対して、刑事拘禁規則は二次的法律とされる。

2 刑事拘禁規則には、刑事拘禁の目的(規則3)など一般的な政策規定とともに、行刑を担当する独立行政法人である行刑局 (the Prison Service) に課された責務や被拘禁者の権利に関する規定が置かれている。ほかに、要件、手続、効果などにわたる懲罰に関する規定もある。

刑事拘禁規則は、被拘禁者の権利や行刑局の権限と責務について、なお一般的に定めるにとどまり、裁量の余地を残している。行刑局は、刑事拘禁規則の規定を具体的するために、刑事拘禁規則施行令 (the Standing Order) (以下、規則施行令)、行刑局規則 (the Prison Service Order)、行刑局通達 (the Prison Service Instruction) というさまざまな行政命令を定めており、日常的な行刑はこれらに依拠して行われている。

刑事拘禁規則については、すべての刑事施設に適用される刑事拘禁の最低基準を定めたものとするよう全面改正すべきとの意見が強い。ウールフ報告書も、刑事拘禁の最低基準を明確にしたうえで、それを刑事拘禁法の直接の授権に基づく刑事拘禁規則に規定することにより、司法審査を通じて法的に実施可能なものとすることを確保するよう勧告していた。しかし、このような全面改正はなされておらず、1999年には、1964年以降の実務の変化を盛り込んで大規模な改正が行われたものの、刑事拘禁規則の基本的性格は変更されなかった。その後も、いくらかの改正が行われている。

3 かくして、刑事拘禁の具体的運営は、行刑局のさまざまな行政命令に強く依拠している。規則施行令は、特定問題についての具体的政策と裁量行使の具体的基準を定めており、収容開始、釈放、一時釈放、コミュニケーション、刑期算定など、具体的問題ごとに制定されてきた。被拘禁者

と外部社会とのコミュニケーションについては、規則施行令 5A がある。行刑局規則と行刑局通達は、規則施行令の規定をアップデートするために、必要に応じて適宜発表されてきた。また、一時帰休の基準の変更のように、政策変更のために発表される場合もある。

これらの行政命令は刑事施設の長や施設職員に宛てた文書であり、刑事拘禁法および刑事拘禁規則の規定する範囲を越える場合には直接の法的効力を有しないが、違法な実務の根拠となっている場合には司法審査の対象となる。また、行刑局が被拘禁者を直接どのように扱うべきか定めているため、被拘禁者の法的権利を具体的に明確化する基準として機能しうる。このようにして具体化される法的権利の保障のあり方は、司法審査の対象である。

これら刑事拘禁法の系統のほか、1967年刑事司法法、1991年刑事司法法、1997年犯罪（量刑）法、1998年犯罪秩序違反法など、さまざまな刑事立法が、刑事拘禁に直接関連する規定を有しており、パロール、早期釈放、保釈、刑期算定などについて定めている。

さらには、世界で最も包括的かつ先進的な実施システムを有する国際人権法としてのヨーロッパ人権条約が、イギリス刑事拘禁法の発展に大きな影響を与えてきた。国際法と国内法の効力関係について、伝統的に二元論的立場をとってきた連合王国（以下、英国）において、英国が1951年に批准した人権条約（1953年9月3日に発効）は直ちに国内法的効力を有するものではなく、また、人権委員会・人権裁判所への個人申立手続（英国は1965年に承認）を通じて出される人権委員会の判断や人権裁判所の判決は、それ自体として強制的効力は有していない。しかし、イギリス国内の裁判所の判例やイギリス政府の政策形成に対する間接的ながらも多大な影響力を通じて、これらがイギリス刑事拘禁法の発展をリードしてきたことは明らかな事実である<sup>28)</sup>。さらに、1988年人権法が2000年10月1日に施行され、これによって人権条約はイギリスにおいて国内法的効力を有することとなった。被拘禁者の権利の制約について、伝統的に内務大臣と施設長の多



大な裁量を許容してきたイギリス刑事拘禁法において、近時、法の支配の確立に向けてコモン・ローが大きく発展してきたが、1998年人権法の施行によって、さらに確固たる法の支配の基盤が形成されたのである<sup>29)</sup>。

4 刑事施設および被拘禁者の保安上の分類について、被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションにも関連する場面があるので、簡単に紹介しておきたい<sup>30)</sup>。

刑事施設は二つに大別される。第1に、地方刑事施設(local prison)および未決拘禁センター(remand centre)である。その主要な機能は、裁判所の命令により未決被拘禁者を収容し、裁判所に押送すること、一定の刑期以上の受刑者について調査と分類を行うことである。第2に、受刑者について刑罰の執行を行うための刑事施設であり、若年者用施設(young offenders' institution)と成人用施設に分けられる。このうち後者は閉鎖施設と開放施設に分けられ、さらに被拘禁者の保安上の分類に対応して、刑事施設の保安措置の嚴重性による等級がある。

すべての成人受刑者は、1966年に導入された基本的枠組に従って、A, B, C, D いずれかの保安上の等級に分類される。最も嚴重な保安措置の対象となるのはA級被拘禁者である。A級に分類されるのは、その者の逃走によって一般市民、警察または国家の安全に高い危険を生じさせる場合であり、逃走の現実的可能性の大小によって決められるのではない。A級被拘禁者はさらに、最高嚴重保安措置対象者(exceptional risk)、特別嚴重保安措置対象者(high risk)、高度嚴重保安措置対象者(standard risk)に細分される。A級被拘禁者は、B級、C級被拘禁者を主として収容している全国5か所の刑事施設に設けられた嚴重保安措置区画に収容されている。1966年当時、A級被拘禁者として想定されたのは120人程度であったが、現在その数は700人以上に及ぶという<sup>31)</sup>。

D級被拘禁者は逃走しないであろうと十分に信頼できる者であり、開放処遇の対象となる。B級、C級被拘禁者は閉鎖施設に収容されるが、B級被拘禁者は高度に嚴重な保安措置までは必要ないにせよ、逃走をきわめ

て困難とするような保安措置が必要な者、C級被拘禁者は、開放処遇の対象とまではできないまでも、逃走の危険が低い者とされる。未決被拘禁者は、稀にA級に分類される場合を除いて、B級に分類される。

5 最後に、イギリスにおける逮捕から逮捕留置、未決拘禁までの法的手続を概観しておきたい<sup>32)</sup>。

イギリスの捜査実務において、1980年マジストレイト裁判所法1条、同法13条、1981年最高裁判所法80条2項などに基づく令状逮捕が行われることは少なく、逮捕の大多数は、1984年警察刑事証拠法24条、同25条に基づき行われる無令状逮捕である。逮捕され被疑者は、可能な限り速やかに、警察署に引致される(同30条1項)。

被疑者が引致されると、警察の留置担当官が、正式の告発(charge)を行うに足る証拠があるかどうか判断しなければならないが、留置担当官は、告発するかどうかの判断が可能になるまでのあいだ被疑者の留置を決定することができる(同37条1項)。これが逮捕留置である。留置担当官が被疑者を告発するに足る証拠があると判断した場合には、被疑者は告発されるか、無条件釈放または保釈されることになる(同37条7項)。留置担当官が告発を行うに足る証拠が存在しないと判断したとき、被疑者の留置が認められるのは、逮捕の理由となった犯罪に関する証拠を確保するため、または被疑者を取り調べることによってそのような証拠を収集するために必要と認められる場合に限られる(同37条2項)。逮捕留置は、原則として、被疑者が警察署に引致された時点から24時間を超えてはならない(同41条2項(a))。例外として、重大な逮捕可能犯罪について一定の要件がある場合には、警視以上の警察官は、起算時点から36時間以内の留置の延長を許可することができる(同42条1項、同条2項)。さらに、マジストレイト裁判所が留置継続の令状を発布した場合には、さらに36時間以内の延長が可能となる(同43条、同44条)。

逮捕された被疑者が告発されたとき、留置管理官は、被疑者の氏名もしくは住所が不詳の場合、被疑者が保釈条件を守って裁判所への出頭をしな

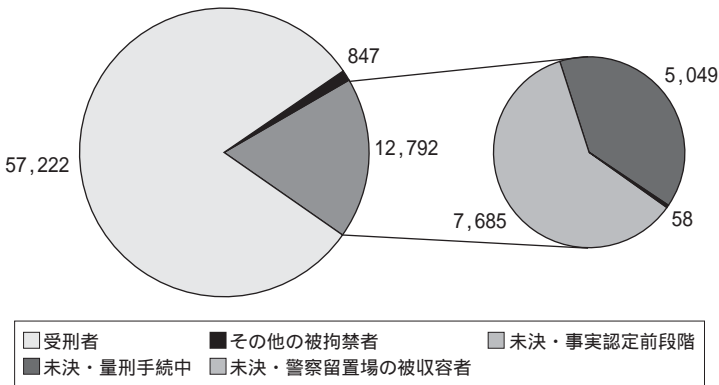
いであろうと認める場合、被疑者が逮捕可能犯罪について逮捕されており、留置がその者の新たな犯罪を防止するために必要と認める場合に限り、被疑者の留置を継続することができる。そうでなければ、被疑者を無条件釈放するか、保釈しなければならない(同38条1項)。告発後に留置が継続された被疑者については、可能な限り速やかに、かつ遅くとも告発後第一回の審理の時点までに、マジストレイト裁判所に連れて行かなければならない(同46条1項、同条2項)。実務上、マジストレイト裁判所への引致は、降誕日(Christmas Day)、受吉日(Good Friday)、日曜日の場合を除いて、告発当日、または遅くともその翌日には行われている<sup>33)</sup>。

マジストレイトは、被告人が非常に軽微な犯罪について有罪を自認しているような場合でない限り、通常、手続の延期を決定する。被告人が最初に出頭したその日に手続が進められることは稀である。マジストレイトは一定の要件の下、無条件で手続を延期するか、被疑者を保釈するか、未決拘禁に付したしうえで手続を延期するか決定する。1976年保釈法によれば、被疑者は保釈を決定される権利を有しており、拘禁刑相当犯罪について権利保釈を認められないのは、保釈したならば裁判所への出頭に応じず、保釈中に犯罪を行い、または司法の作用を妨害するであろうと認められる場合、正式起訴犯罪または正式起訴・略式起訴選択犯罪について告発されており、すでに別の犯罪について保釈されている場合、被疑者自身の保護のために身体を拘束すべきと認める場合、拘禁刑が執行中の場合、権利保釈が認められないか判断するために必要な情報を得るための十分な時間がない場合、すでに別の犯罪について保釈されており、1976年保釈法7条の定める犯罪について逮捕された場合、である。また、法定刑に拘禁刑が定められていない犯罪について権利保釈を認められないのは、これらの理由のうち、  
、  
、  
の場合に限られる。

マジストレイトが未決拘禁を決定した場合、被疑者は、ほとんど例外なく刑事施設に収容されることになり、警察留置場への収容が継続することは希有である。2002年において、未決・既決を含めた全被拘禁者数は

70,778人であったが、そのうち受刑者(sentenced prisoner)は57,222人、未決被拘禁者(remand prisoner)は12,792人、1971年入国管理法に基づく拘禁など犯罪を理由とするのではない被拘禁者が847人であり、未決被拘禁者の内訳をみると、有罪・無罪の事実認定前段階の者が7,685人、有罪認定後刑の宣告までのあいだの者が5,049人、警察留置場の被収容者が58人であった<sup>34)</sup>。マジストレイトが未決拘禁を決定した場合、その期間は当初、決定当日を除外して8日間である(1980年マジストレイト裁判所法128条6項)。その後、被疑者をマジストレイト裁判所に出席させたうえで、マジストレイトは28日を超えない期間の未決拘禁を決定することができる。未決拘禁の更新は可能であり、その回数に制限はない(同128条A)。本稿が未決被拘禁者として検討の対象としているのは、このようにして未決拘禁に付された被疑者・被告人である。

イギリス刑事被拘禁者の構成(2002年1日平均人員)



出典: *Prison Statistics England and Wales 2002*, Cm 5996, Home Office, HMSO: London, 2003.

## (2) 社会的コミュニケーションの意義

1 歴史を振り返ったとき、被拘禁者と外部社会とのコミュニケーションに関する法と政策は大きな変遷を遂げてきた<sup>35)</sup>。17世紀から18世紀におい

て、刑事施設と外部社会との境界はむしろ柔軟なものであった。商売や売買春のために外部から刑事施設に人が入り込んできていた。裕福な被拘禁者は、自己の居室において、外部からの訪問者を手厚くもてなすこともできた。しかし、18世紀末から19世紀初頭、状況は一変した。この時期、刑罰改革者たちは、犯罪を行った被拘禁者の人格を改善するための最善の方法として、外部社会の快樂や墮落から被拘禁者を隔離すべきと説いた<sup>36)</sup>。この時期、刑事施設においては沈黙というルールが敷かれ、被拘禁者と外部社会との接触は、きわめて厳しく制限されることとなった。現在までに、被拘禁者と外部社会との接触に対する厳しい制限は、ほとんど撤廃されている。とくにこの20年、外部社会とのコミュニケーションの権利が明確に認められ、それに対する制限は大きく緩和されてきた。

ウールフ報告書は、被拘禁者に一般に提供されるべき便益を明確化したうえで、そのような便益は特権として恩恵的に与えられるものではなく、被拘禁者が当然に期待できるような形で、その権利として性格づけられるべきと勧告した<sup>37)</sup>。あらゆる基本的便益の権利としての性格づけは、1998年人権法の施行によって人権条約が国内法的効力を有することになったため、ますます明確なものとなっている<sup>38)</sup>。かくして、被拘禁者の社会的コミュニケーションも、たんに裁量的に付与される恩恵や特権ではなく、明確に被拘禁者の権利として保障されるべきことになる。法的コミュニケーションの意義については、本稿7において論じるので、ここにおいては、被拘禁者の社会的コミュニケーションの意義を明らかにしておきたい。

社会的再統合の促進という観点からも、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がりを維持する手段として、社会的コミュニケーションの重要性が強調されている。ウールフ報告書は、「被拘禁者が再犯をしない見込みがより高まるように、刑事拘禁にともなう有害効果を減少させるべきである以上、可能な限り、被拘禁者と家族やコミュニティとの繋がりを維持することが決定的に重要である。それゆえ本報告書は、面会と一時帰休の機会を拡大するよう勧告する。」「私たちが入手した証拠すべてが示すように、広義に

において家族の絆といわれるものは、被拘禁者にとってきわめて重要であることが明らかである。家族の絆の維持は、被拘禁者が刑事拘禁されているあいだにも可能な限り保護されるべき人間関係の中核に位置づけられる」と指摘した<sup>39)</sup>。この指摘を踏まえ、1991年の内務省『収容、ケア、公正』は、「行刑局がそのケアの対象とする被拘禁者に対して果たすべき責任の最も重要な要素のひとつ」として被拘禁者の社会的コミュニケーションの保障を位置づけた<sup>40)</sup>。これらの基礎にあったのは、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり維持がそのその社会的再統合を促進し、受刑者の場合には再犯を減少させるという経験科学的実証研究の所見の蓄積であった<sup>41)</sup>。確固たる経験科学的根拠に基づいて、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり維持という政策目的が設定されたのである。この政策目的は、刑事拘禁の最重要目標として被拘禁者の社会的再統合、受刑者の場合には釈放後の再犯の減少が据えられる限り、否定されることはない。

1999年刑事拘禁規則4は、第1に、被拘禁者が家族とのあいだの繋がりを維持するために特別の配慮がなされなければならない、第2に、家族の利益とともに、被拘禁者自身の社会復帰が最もよく促進されるような形において、被拘禁者が外部社会との繋がりを拡大するよう奨励・援助されなければならない、と規定している。刑事施設において積極的に提供される処遇自体の社会復帰促進の効果に対する信頼が低下するにしたがい、被拘禁者の社会的繋がり維持は、刑事拘禁にともなう有害効果を緩和するものとして、おそらく最も重要な社会復帰促進のための手段として位置づけられるようになってきたのである<sup>42)</sup>。

2 社会的排除局による2002年報告書『刑事施設釈放者による再犯の減少』は、住居、雇用、教育、社会福祉など、さまざまな局面における社会的排除の解消と社会的統合の促進という観点から、刑事施設釈放者による再犯の防止という問題を包括的に論じたが、そのなかで、経験科学的実証研究の成果を踏まえて、再犯の防止と社会的再統合の促進のために家族の絆を維持することの重要性を強調した。報告書によれば、「家族の良好な

関係が存在し、それを維持することが再犯の減少に寄与し、釈放にさいしての家族や友人の支援がコミュニティへの犯罪行為者の復帰の成功を導くであろうことは、これまでの調査研究の成果から明らかに示されている。それにもかかわらず、現状においては、「家族のための支援や助言は限られたものでしかなく、多くの場合、面会のための便益は不十分である。家族が犯罪問題に取り組むためのプロセスに関与することは稀にしかなく、また、家族の関係が崩壊しやすい最も危険な時期であるにもかかわらず、釈放後の支援はほとんど提供されていない」。実際、自己申告調査によれば、既決被拘禁者の43%、未決被拘禁者の48%が、刑事拘禁の開始以降に家族との接触を失ったという。また、刑事施設査察局とプロベーション査察局が共同発表した2001年報告書は、自宅から50マイル以上離れた刑事施設に収容されている被拘禁者が50%を超えており、また、法的に認められた1か月の最低面会回数は2回であるが、現実に1か月2回以上の面会を受けている被拘禁者は、地方刑事施設の場合に64%、保安分類B級およびC級用の刑事施設の場合に47%、開放施設の場合に84%しかなかったことを指摘している<sup>43)</sup>。かくして、社会的排除局の報告書は、家族の絆の維持による再犯の防止という観点から、刑事施設における被拘禁者の処遇における家族の有意義な関与、コミュニティにおける家族支援の充実とともに、被拘禁者と家族とのコミュニケーションが促進されるべきことを提起したのである<sup>44)</sup>。

被拘禁者の社会的コミュニケーションの重要性は、国際機関の活動においても強調されている。1997年の英国調査に基づき作成された、英国政府に対するヨーロッパ拷問防止委員会の2000年報告書は、「被拘禁者にとって外部社会と良好な繋がりを維持することは、非常に重要である。なかでも、被拘禁者にはその家族や友人との関係、とりわけその配偶者またはパートナー、子どもとの関係を良好に保つための機会が保障されなければならない。このような関係の継続は、とりわけ被拘禁者の社会復帰の促進という文脈において、関係者すべてにとって決定的に重要であろう。指導

原理とされるべきは、被拘禁者と外部社会との接触を促進することである。したがって、そのような接触に対するいかなる制限も、適切な保安上の関心または利用可能な人的・物的条件に関する考慮にのみ基づくものでなければならない」と述べている<sup>45)</sup>。被拘禁者の社会的コミュニケーションが家族の絆、社会的繋がりを維持することに寄与し、それを通じて被拘禁者の社会的再統合を促進することが的確に指摘されている。

3 他方、被拘禁者の社会的コミュニケーションは、被拘禁者の家族の福祉それ自体にとっても重要であると認識されている。家族自身が有罪判決を受けたわけではもちろんないにせよ、家族の誰かが刑事施設に収容されているあいだ自分たちの生活が重大に制約されるという意味において、刑事拘禁の有害効果は家族にも及ぶのである。被拘禁者と家族とのコミュニケーションの促進は、このような家族に対する有害効果を緩和することにも役立つことが認められる。このとき、とりわけ面会に関連して、拘禁された刑事施設の場所がその現実の可能性を左右しうることになる。被拘禁者は、刑事施設の場所が家族の生活する場所から遠く離れるにつれて、家族との繋がりを維持するのが困難になるからである。刑事拘禁の場所について、ウールフ報告書は、被拘禁者が収容されるのは最も緊密な繋がりを有するコミュニティに近接した刑事施設、すなわちコミュニティ・プリズンでなければならないと勧告していた<sup>46)</sup>。

コミュニティ・プリズンの構想は、自己完結的なサービス提供の克服と刑事被拘禁者の処遇とコミュニティとの繋がりの形成、施設職員のリクルート、その組織を含む刑事施設の運営体制の改革、刑事施設の立地条件や建築様式の変化をも含意するものであり、行刑改革の原理的指針となりうるものであるが<sup>47)</sup>、そのなかで社会的コミュニケーションは、被拘禁者と家族の絆、社会的繋がりを維持するための手段としてきわめて重要な意義を有しているのである。

4 ここにおいて、刑事拘禁規則の法的・社会的コミュニケーションに関する規定を訳出しておきたい。刑事拘禁規則は上述の性格を有しているの



で、この規定だけを見ると、法的・社会的コミュニケーションに対して裁量に基づく広汎かつ強度の制限が許容されているようにみえるが、その具体的限界や内務大臣、施設長の裁量行使の限界が規則施行令その他の行政命令によってかなり明確に定められており、結果として制限の程度は刑事規則規則から受ける印象に比べて遙かに低い。これらの行政命令は公開されている。しかし、刑事拘禁規則それ自体において権利の限界が曖昧であることに対する批判は強く、それを明確に規定した、処遇最低基準を明示したものとなるよう刑事拘禁規則を全面改正すべきとの意見があることは、上述のとおりである。

法的・社会的コミュニケーションに関する規定については、2000年第1回規則改正により、規則34に技術的修正が加えられたのに続き、2000年第2回改正により、1999年規則に大規模な修正が加えられた。1999年規則は比較的簡潔に記述されていたが、2000年第2回改正により、制限の要件などが比較的詳細に示され、電気通信のプライバシーおよび個人データの取扱に関するヨーロッパ連合規則が盛り込まれる形で、規則35A ないし35Dが新設された。2003年改正によっても、規則35に技術的な語句修正が加えられた。訳出したのは、2003年改正を経た刑事拘禁規則である<sup>48)</sup>。

#### 規則4 外部社会との繋がり

- (1) 被拘禁者とその家族との繋がりが、双方の最善の利益にとって望ましいものとなるよう維持されることに、特別の配慮がなされなければならない。
- (2) 被拘禁者は、その家族の利益および自己の社会復帰を最も促進するであろうと刑事施設の長が認めるような形において、刑事施設の外部の人および機関とのあいだの繋がりを形成し維持するよう推奨され援助されなければならない。

#### 規則34 コミュニケーション一般

- (1) 1952年刑事拘禁法6条および9条が規定する場合および本規則がとくに定められた場合を除き、被拘禁者は、刑事施設の外部にいるいかなる人とのあいだでもコミュニケーションを行うことを許可されてはならない。ただし、担当国務大臣がとくに許可した場合および規則8の定める特権として許可された場合は

除く。

- (2) (1)項の規定にもかかわらず、本規則がとくに定めた場合を除き、担当国務大臣は、いかなる個別の面会または一定類型の面会についても、コミュニケーションを許可するにあたり、いかなる制限または条件を課すこともできる。ただし、その制限または条件が以下の条件を満たすものと認める場合に限る。
  - (a) 何人のヨーロッパ人権条約上の権利をも侵害しないこと、または、
  - (b) (i) (3)項に明示した理由のために必要であること、  
(ii) ヨーロッパ人権条約に示された権利の制限理由に適合した理由に基づくこと、かつ、  
(iii) 達成しようとする目的と均衡がとれた制限または条件であること。
- (3) (2)項において述べられた理由とは以下に掲げるものをいう。すなわち、
  - (a) 国の安全という目的、
  - (b) 犯罪の防止、捜査、解明もしくは訴追、
  - (c) 公共の安全という目的、
  - (d) 刑事施設の保安もしくは良好な秩序および刑事施設における規律の確保もしくは維持、
  - (e) 健康もしくは道徳の保護、
  - (f) 他者の社会的評価の保護、
  - (g) 司法の権威および公平性の維持、または、
  - (h) 何人もの権利および自由の保護。
- (4) (2)項の定めに従い、担当国務大臣は、いかなる個別の面会または一定類型の面会についても、被拘禁者と他者とのあいだの身体的接触を制限または防止するための特別な構造を有する場所において行うよう要求することができる。
- (5) 被拘禁者とのいかなる面会も、担当国務大臣が指示した場合を除いて、刑事施設の職員または刑事施設の長により本規則の目的のために権限を与えられた刑事施設の被用者（本規則においては「権限ある被用者」という）の視野に入る位置において行われなければならない。また、本項の目的のために、被拘禁者との面会は、それが有線テレビ・システムを手段として刑事施設の職員または権限ある被用者によって見られる場合には、刑事施設の職員または権限ある被用者の視野に入る位置において行われるよう撮影されなければならない。
- (6) 規則38の定めに従い、被拘禁者とのいかなる面会も、担当国務大臣が指示した場合を除いて、刑事施設の職員または権限ある被用者がある話をする位置において行われなければならない。

- (7) 担当国務大臣は、被拘禁者が面会を受けることのできる日および時間について、一般的にまたはいかなる面会またはいかなる種類の面会に対しても指示を行うことができる。
- (8) 本規則において、
  - (a) 「コミュニケーション」には、面会中のコミュニケーションが含まれ、
  - (b) 「コミュニケーションの制限および条件」とは、コミュニケーションの許可時間、継続時間および頻度に関連する制限および条件が含まれ、かつ、
  - (c) 「ヨーロッパ人権条約上の権利」とは、1998年人権法のいうヨーロッパ人権条約上の権利を意味する。

#### 規則35 個人的用務に関する面会および信書の発受

- (1) (8)項の定めに従い、未決被拘禁者は、担当国務大臣が一般的にまたは個別的に指示した限界と条件の限りにおいて、望む限りの数の信書を発受し、望む限りの回数の面会を受けることができる。
- (2) (2A)項および(8)項の定めに従い、受刑者は、以下に掲げる権利を保障されなければならない。すなわち、
  - (a) その者の刑事施設への収容を開始しさい、およびその後においては1週につき1回、信書を発受すること、かつ、
  - (b) 4週につき2回、面会を受けること。ただし、担当国務大臣が指示した場合には4週につき少なくとも1回とすることができる。
- (2A) 断続的拘禁命令に関連して拘禁刑を執行されている受刑者は、刑事施設の長が、その者が遵守事項を定めて一時釈放されている期間においてその友人および家族と会うことがどの程度まで不可能であろうか考慮したうえで望ましいと認めた場合に限り、面会を受けることを許されなければならない。
- (3) 刑事施設の長は、(8)項に基づく特権として、または被拘禁者自身もしくはその家族の福祉のために必要な場合には、被拘禁者に許される信書の発受および面会の回数を増やすことができる。
- (4) 刑事施設の長は、被拘禁者が認められた面会を受ける代わりに、信書を発受することを許すことができる。
- (5) 刑事施設の長は、隔離拘禁の期間が終了するまで、面会を受ける被拘禁者の権利を延期することができる。
- (6) 訪問者委員会 (the Board of Visitors) は、特別な事情のある場合には、被拘禁者の信書の発受および面会の回数を増やすことができ、また、通常の制限時

間を超えて面会を行うよう指示することができる。

- (7) 担当国務大臣は、いかなる被拘禁者またはいかなる種類の被拘禁者についても、その信書の発受および面会の回数を増やすことができる。
- (8) 被拘禁者は、以下に掲げる者からの面会を認められない。すなわち、
  - (a) 親族または友人であるかないかを問わず、その者が規則73に基づく禁止の対象者とされている期間、その者との面会、または、
  - (b) 担当国務大臣の許可がある場合を除いて、親族または友人以外のいかなる者との面会。
- (9) 規則35A 以下に定められたいかなる信書の発受または面会も、規則35に定められた信書の発受または面会として、その回数を計算してはならない。

#### 規則35A コミュニケーションの傍受

- (1) 担当国務大臣は、いかなる刑事施設の長に対しても、いかなる被拘禁者またはいかなる種類の被拘禁者によるいかなるコミュニケーションについても、刑事施設においてその傍受を指示することができる。ただし、担当国務大臣が、その指示が以下に掲げるものであると認める場合に限る。すなわち、
  - (a) (4)項において示された理由のために必要であること、かつ、
  - (b) 達成しようとする目的と均衡がとれていること。
- (2) 担当国務大臣によるいかなる指示にも従い、刑事施設の長は、いかなる被拘禁者またはいかなる種類の被拘禁者によるいかなるコミュニケーションについても、刑事施設において刑事施設の職員または権限のある被用者によりその傍受を行うための措置をとることができる。ただし、刑事施設の長が、その措置が以下に掲げるようなものであると認める場合に限る。すなわち、
  - (a) (4)項において示された理由のために必要であること、かつ、
  - (b) 達成しようとする目的と均衡がとれていること。
- (3) 刑事施設の職員または権限ある被用者は、被拘禁者によるいかなるコミュニケーションについても、刑事施設内で伝達されているあいだに、それを打ち切ることができる。ただし、刑事施設の職員または権限ある被用者が、その打ち切りが以下に掲げるものであると認める場合に限る。すなわち、
  - (a) (4)項において示された理由のために必要であること、かつ、
  - (b) 達成しようとする目的と均衡がとれていること。
- (4) (1)項(a)、(2)項(a)および(3)項(a)において述べた理由とは以下に掲げるものをいう。すなわち、

刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーション(1)(葛野)

- (a) 国の安全という目的,
  - (b) 犯罪の防止, 捜査, 解明もしくは訴追,
  - (c) 公共の安全という目的,
  - (d) 刑事施設の保安もしくは良好な秩序および刑事施設における規律の確保もしくは維持,
  - (e) 健康もしくは道徳の保護,
  - (f) 他者の社会的評価の保護,
  - (g) 司法の権威および公平性の維持, または,
  - (h) 何人もの権利および自由の保護。
- (5) 刑事施設における電気通信システムを手段とするコミュニケーションの傍受, またはそのコミュニケーションから傍受した資料の開示もしくは保管については, (4)項において示されている理由から(f)を除外しなければならない。
- (6) 本規則において「傍受」とは以下に掲げるものをいう。すなわち,
- (a) 電気通信システムを手段とするコミュニケーションについては, 受信されるコミュニケーションの内容の全部または一部が, それが伝達されているあいだに, 発信者またはコミュニケーションの受け手として意図された人とは別人が受信するためのシステムまたはその操作に関連してとられるいかなる措置を意味し, また, このときコミュニケーションの内容は, それが伝達されているあいだにそのような別人が受信するために迂回または録音される場合には, それが伝達されているあいだにそのような別人が受信できるように措置され, かつ,
  - (b) 書かれ, または描かれたコミュニケーションについては, コミュニケーションの開披, 閲読, 検査または複写が含まれる。

規則35B コミュニケーションの常時通信記録(permanent log)

- (1) 刑事施設の長は, 被拘禁者により発信または受信されるすべてのコミュニケーションについて, その常時通信記録を保管するための措置をとることができる。
- (2) (1)項において述べられた通信記録には, 刑事施設内の電気通信システムを手段とするコミュニケーションについては, 受信先, 継続時間およびコミュニケーションの費用が含まれ, また, あらゆる書かれた, または描かれたコミュニケーションについては, コミュニケーションの発信者および宛先の記録が含まれる。

#### 規則35C 資料の開示

刑事施設の長は、刑事施設の職員、担当国務大臣の職員または権限ある被用者以外のいかなる者に対しても、いかなる傍受資料、規則35Bに基づき保管された情報または面会中に使用された有線テレビ・システムを手段として獲得された資料も開示してはならない。ただし、以下に掲げる場合は除かれる。すなわち、

- (a) 刑事施設の長が、その開示が以下に掲げるものであると認めるとき。すなわち、
  - (i) 規則35A(4)に示された理由のために必要であり、かつ、
  - (ii) 達成しようとする目的と均衡がとれていること。または、
- (b)
  - (i) 傍受された資料または面会中に有線テレビ・システムを手段として獲得された資料である場合には、コミュニケーションまたは面会のすべての当事者が開示に同意し、もしくは、
  - (ii) 規則35Bに基づき保管された情報の場合には、その情報の関連するコミュニケーションの当事者である被拘禁者が開示に同意したとき。

#### 規則35D 資料の保管

- (1) 刑事施設の長は、いかなる傍受された資料または面会中に有線テレビ・システムを手段として獲得された資料も、その資料が傍受されまたは面会中に有線テレビ・システムを手段として獲得された日から起算して3か月を超える期間にわたり保管してはならない。ただし、刑事施設の長が、3か月を超えてその資料を保管することがつぎに掲げるものであると認める場合は除く。すなわち、
  - (a) 規則34A(4)に示された理由のために必要であり、かつ、
  - (b) 保管の継続によって達成しようとする目的と均衡がとれていること。
- (2) (1)項に基づきそのような資料を3か月を超えて保管した場合には、刑事施設の長は、もはやそれを保管すべきでないと判断するときまで、保管の継続について定期的に見直しを行わなければならない。
- (3) (2)項に基づく最所の見直しは、(1)項に基づき資料の保管を継続すると判断したときから3か月以内に行われなければならない。また、その後の見直しは、3か月以内の期間ごとに行われなければならない。
- (4) 刑事施設の長が、(2)項に基づき行った見直しのさいまたは別の機会に、その資料の保管の継続が(1)項に示された要件を満たすと認めなかった場合には、そ

の資料を破壊するための措置をとらなければならない。

#### 規則36 警察の取調

警察官は、被拘禁者が任意に応じる場合に限り、幹部警察官 (the chief office of police) の発した命令により、またはその代理として被拘禁者の取調を行うことができる。

#### 規則37 釈放の確保

保証人を見つけることができず、または保証金を支払うことができないために刑事施設に拘禁されている者は、刑事施設からその者を釈放するための措置をとるために、平日の合理的時間であればいかなるときでも、いかなる親族または友人ともコミュニケーションし、またはその面会を受けることもできる。

#### 規則38 法的助言者

- (1) 民事訴訟か、刑事訴訟かを問わず、いかなる訴訟手続についても、被拘禁者がその当事者となっている場合には、被拘禁者の法的助言者は、その訴訟手続に関して、施設職員が見ることはできるけれども、話が聞こえることはないような位置において、被拘禁者と相談するための合理的な便益を提供されなければならない。
- (2) 被拘禁者の法的助言者は、担当国務大臣により発せられたいかなる指示にも従う限りにおいて、刑事施設の職員が見えるけれども、話を聞くことはできないような位置において、他のいかなる法的用務についても被拘禁者と相談することができる。

#### 規則39 法的助言者および裁判所との通信

- (1) 被拘禁者は自己の法的助言者およびいかなる裁判所とも通信することができる。この通信については、規則39の定めに従って、刑事施設の長のみが、それを開披し、閲読し、または差し止めることができる。
- (2) 規則39が適用される通信については、刑事施設の長が、禁制品が同封されており、その同封物に本規則の他の規定に従って対処しなければならないと認める合理的理由がある場合に限り、それを開披することができる。
- (3) 規則39が適用される通信については、刑事施設の長が、刑事施設の保安もしくは他者の安全を危険にさらし、または他の犯罪を構成するような内容が含まれていると認める合理的理由がある場合に限り、それを開披し、閲読し、差し

止めることができる。

- (4) 被拘禁者は、規則39が適用されるいかなる通信についても、それが開披される場合には、開披に立ち会うことを認められ、また、その通信または同封物が閲読され、または差し止められる場合には、閲読または差し止められたことを告知されなければならない。
- (5) 被拘禁者は、その請求により、(1)項の目的のために必要な文房具を与えられなければならない。
- (6) 本規則において、「裁判所」には、ヨーロッパ人権委員会、ヨーロッパ人権裁判所およびヨーロッパ裁判所が含まれている。「禁制品」には、本規則の他の規定に基づき所持することが許可されないあらゆる物品および被拘禁者自身、その法的助言者または裁判所以外の者とのあいだで発受されるいかなる通信も含まれる。

### 3 面 会

#### (1) 面会の種別と回数

1 まず、社会的コミュニケーションの手段としての面会について検討したい<sup>49)</sup>。

刑事拘禁規則35(2)a は、被拘禁者はその権利として、4週につき2回の面会を受けることができると定めている。ただし、内務大臣の指令により4週につき1回に減らすことも認められている。この面会のことを、規則施行令5Aは「権利面会(statutory visit)」と名づけている。権利面会においては、面会数と職員数から判断して不可能であるため30分にまで短縮される場合を除き、1時間以上の面会が認められる。権利面会の機会は、懲罰として剥奪されてはならない。

例外的に面会の禁止が認められる場合がある。すなわち、施設長は、被拘禁者が隔離拘禁されている期間において、被拘禁者の行動や態度から、面会の実施のため隔離拘禁室から被拘禁者を外に出すことが明白に実際上不可能であるか望ましくないと認めるときは、面会を差し止めることがで



きる(規則施行令5A(9))。とはいえ、隔離拘禁されている場合でも、懲罰の一種として、あるいは被拘禁者の行動を変化させるための圧力として、面会の差止が認められるわけではない。面会が差し止められた場合でも、被拘禁者は権利面会の許可回数を積み立てるか、その代わりに「権利信書(syaturatory letter)」の発信回数を増やすことができる。

2 権利面会に加えて、「裁量面会(privilege visit)」が認められている。この裁量面会は、施設長によって(刑事拘禁規則35(3))、または各刑事施設に設置された独立監視委員会(Independent Monitoring Board)(かつての訪問者委員会)によって(刑事拘禁規則35(6))認められる。さらに、内務大臣は、特定の被拘禁者または特定の集団について、面会回数の増加を認めることができる(刑事拘禁規則35(7))。施設長の認める裁量面会は、被拘禁者およびその家族の福祉の増進のために必要な場合、または1995年に導入された「報奨制度(incentive and earned privilege scheme)」の下で認められている。規則施行令においても、裁量面会が認められるべき最低回数やその詳しい基準は明らかにされていない。それゆえ、施設長はそれぞれの施設の人的・物的条件にしたがって決定することになる。その結果、面会回数や面会条件において、施設間に差異が生じている。

面会が困難な場所にある刑事施設に収容されている場合、被拘禁者は、許可された面会回数を一定期間積み立てることによって、家族や友人の住所に近接した施設への一時的移送を請求することができる。この一時的移送の期間は、通常1か月程度であり、その間に積み立てた分の面会を行う。A級被拘禁者は全国5か所の厳重保安措置区画を有する施設に収容されることになるが、家族や友人の住所から遠く離れた施設に収容されることが多いので、とくにこの一時的移送の申請を活用するよう奨励されている。積立が可能なのは最少3回から最多26回までであり、一時的移送は年1回しか認められない(規則施行令5A(11))。

3 これらのほかに、「特別面会(special visit)」が認められている。これは、被拘禁者が本人または家族に関する重大な用務を処理する場合、ある

いは被拘禁者自身または家族が重篤な病気の場合において特別に認められる面会である。この特別面会は、法的コミュニケーションとしての法的助言者（弁護士およびとくに委任を受けた法律事務職員 [advocate]）との面会、法的コミュニケーションに準じて扱われる保護観察官、国会議員、牧師その他の聖職者、領事館職員、国会行政管理官、警察官などとの面会と同様、被拘禁者に許可されている面会回数としてカウントされない。

未決被拘禁者については、「担当国務大臣が一般的にまたは個別的に指示した限界と条件に従う限り」、望むだけの回数の面会が認められる（刑事拘禁規則35(1)）。現在、月曜日から土曜日まで、1日につき通常15分以内の面会が認められている。しかし、職員配置に照らして、この基準に従うことが実際上できない場合には、行刑局の地域管理官は、1週につき平均90分の面会時間が確保されている限りにおいて、面会回数の制限を認めることができる（規則施行令5A(4)）。実務上、1週間の面会を3回程度にまで制限し、各回の面会時間を15分より長く認めることが一般化している<sup>50)</sup>。後述する面会要望書（visiting order）の必要がないことなどを除き、未決被収容者についての面会の実施は受刑者の場合と同様である。

## (2) 面会の相手方

1 面会の相手方としてとくに重視されているのは、被拘禁者の家族その他の近親者である。それは、面会の主要な目的が、被拘禁者の社会的再統合の促進、受刑者の場合には再犯の防止という観点から、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり<sup>51)</sup>の維持にあるとされているからである。社会的コミュニケーションの手段のなかでもとりわけ重視されているのが面会である。社会的排除局の2002年報告書によれば、「被拘禁者は、信書や電話を通じて家族との接触を維持することが可能である。しかし、……多くの被拘禁者はコミュニケーションのための基本的スキルの程度が低いため、信書によるコミュニケーションには困難がともなう。電話の利用は限られており、通話用カードを購入することができるだけの十分な収入があるか

どうかにかかっている。通話用カードは、被拘禁者の収入からすれば相対的に高価である。それゆえ、被拘禁者とその家族が接触を維持する手段としてとりわけ重要なのが面会である」と指摘している<sup>52)</sup>。

この近親者について、規則施行令 5A(30)は、配偶者もしくは被拘禁者が拘禁される前に同居していた夫もしくは妻、親もしくは親代わり、子どももしくは被拘禁者が親代わりとなっている子ども、兄弟、姉妹または婚約者(施設長が結婚する真摯な意思があると認めた場合に限り)と定義している。施設長は、これら近親者との面会を保安および良好な秩序の維持という理由から不許可とすることを認められているが、それは例外的場合に限りとされている(規則施行令 5A(31))。被拘禁者の近親者が別の刑事施設に収容されている場合には、保安上の必要と移送や居室の利用可能性の限度内で、3か月ごとの面会が認められる。

2 近親者以外の者との面会も許されるが、施設長は保安および良好な秩序の維持という理由からそれを不許可とすることができる。さらに、施設長は、被拘禁者の社会復帰の重大な妨げになると認めた場合にも、面会を不許可とすることができる。施設長の不許可処分は、被拘禁者と相手方双方の権利の侵害となる可能性があるため、司法審査の対象とされる。北アイルランドのマッカーニー事件において、1987年の北アイルランド控訴院判決<sup>53)</sup>は、IRA に所属する受刑者に対するシン・フェーン党の地方議員の面会に関する内務大臣の不許可処分について、地方議員による本件被拘禁者の訪問が刑事施設の保安を具体的に脅かすとの主張はなかったにもかかわらず、シン・フェーン党が当時 IRA の武力闘争を支持しており、「この地方議員による訪問を不許可とする判断がなされたのは、その議員が有しているであろう政治的意見を理由とするのではなく、シン・フェーン党が政治的目的を達成するために暴力的手段をとることを支持しているという理由によることは明らかである」<sup>54)</sup>として、この不許可処分は合理的であるとした。

面会不許可の処分は、当然、人権条約 8 条に関する審査の対象となる。

「通信」の場合と異なり、面会の保障は人権条約8条において明示されていないため、より一般的で広汎な家族生活を尊重される権利の問題として審査されることになる。人権条約の下、被拘禁者も家族生活を尊重される権利を有し、それゆえ被拘禁者は家族との繋がりを維持するために刑事施設の援助を受ける権利を保障される、ということがすでに定着している。しかし、一般に、この問題に関する人権委員会・人権裁判所の判例は、少なくとも面会不許可の処分がとくに近い家族についてのものである場合や、被拘禁者と外部社会との接触を実質的に禁止することになる場合でない限り、信書の発受の場合と比較して、不許可処分についてあまり厳密な審査をしているとはいえないと指摘されている。このような場合でない限り、人権裁判所や人権委員会は、施設当局に対して被拘禁者の面会許可に関する裁量的判断の余地を比較的広く与えているというのである<sup>55)</sup>。人権委員会・人権裁判所の判例においては、母親と子どもとの関係については特別に手厚い保護が与えられており、また、個別事件において人権条約違反との判断はしていないが、被拘禁者がその家族の住所から遠く離れた場所にある刑事施設に収容された場合、そのことは人権条約8条違反となる可能性があることを認めている<sup>56)</sup>。

これに対して、P および Q 事件における2001年のイギリス控訴院判決<sup>57)</sup>は、面会不許可処分が人権条約8条の保障する権利を侵害しないかについて厳格な審査を行うという基本的立場をとり、法の支配の確立という観点から、国内裁判所における人権条約8条の適用において、施設当局の広汎な裁量的判断が認められることはないとした。この事件においては、被拘禁者と家族との面会が問題となっただけではなく、刑事施設内の母子区画に関する行刑局の運営基準が人権条約8条に違反しないかが争われた。二人の女性被拘禁者が、例外なく乳児が生後18ヶ月までのあいだに母親である被拘禁者と引き離されることは、被拘禁者と乳児双方の権利を侵害し違法であると主張した。判決は、この母子区画の運営基準自体が子どもの福祉を目的としていること、人権条約8条の適用においても、母親と子ど

もの利益が一致して、母親の刑事拘禁にともない生じるであろう不利益に優越する場合には例外が認められるべきことを理由として、母親との分離が子どもにとってどれほど悲惨な結果をもたらすか、母子区画から離れた後、子どもにとってどれほど十分な養育環境が用意されているか、刑事施設外の昼間ケアと組み合わせて養育することがどれほど望ましいか、などを個別具体的に考慮することなく、一律に生後18ヶ月までに乳児と母親を分離することはできないと判示した。

このように判示するうえで、判決は、人権条約8条に基づく家族生活を尊重される被拘禁者の権利に関する人権委員会・人権裁判所の判例を検討し、人権条約上、次のような基準が確立しているとした。すなわち、「家族生活を尊重される権利は、被拘禁者がその刑事拘禁を理由に必然的に失うことになるものではない。他方、裁判所が国によるこの権利に対する制限が必要かつ重要であるか判断するとき、次の2点を考慮することができる。すなわち、(a) 刑事施設の組織と保安についての合理的要請、(b) 恣意や差別が存在するようにみられないために、刑事施設において統一の運営基準を維持することの望ましさ、である。一般原則がたとえ正当化されるにせよ、人権条約の下、裁判所は、個別事件にその一般原則を適用するかどうか考慮し、その事件において権利に対する制限が達成されるべき具体的な正当目的と均衡がとれているか判断することを要請されている。特定の事件において、制限が重大になるにしたがって(母親と非常に若い子どもを分離することにまさる重大な制限はないであろう)、より厳格な正当化が必要とされることになる<sup>58)</sup>」。上述のように、1998年人権法の施行によって、人権条約は国内法的効力を有するようになった。ここにおいて、被拘禁者の人権条約上の権利の制約については、たんに正当な目的のための合理的制限であればよいというのではなく、達成すべき正当目的と均衡がとれた必要最小限度の制限でなければならないという法の支配が提示されている。

犯罪行為に関連しての警察官の面会は、警察刑事証拠法および実務規範

Cに従って行われなければならない。警察官の面会については、施設職員が見ることのできる位置で行われなければならない、施設職員が話を聞くことのできる位置で行わせることもできる。また、被拘禁者は、警察官が取調の目的を説明するのに必要な時間を超えて取調を受け続けるよう強制されることはない(規則施行令5A(39.4))。いわゆる取調受忍義務は否定されている。

### (3) ジャーナリストとの面会

1 ジャーナリストとの面会については、規則施行令上も特別に扱われており、最近、その許否や実施上の制限をめぐる重要な判例の展開もみられる。

一般に、職業上の立場におけるジャーナリストとの面会は許可されないとされ、施設長はその判断により不許可処分を行うことができる。面会が個人的立場において行われる場合には、施設長は、面会の相手方に対して、面会によって入手したいかなる情報・資料も報道その他いかなる職業上の目的のためにも用いることはないとの約束を要求することができる(規則施行令5A(37))。規則施行令5A(37A)によれば、施設長は、職業上の立場におけるジャーナリストとの面会であっても、「施設長が個別インタビューごとに明示の許可を与えた被拘禁者以外の者に対してインタビューを行うことはなく、インタビューは施設長が必要と認め定めた他の条件に従って行われ、インタビューから得られたいかなる情報・資料も施設長が許可した場合を除いて職業上の目的のために用いることはない、との約束を文書で交わしたときに限り」、例外的に許可することができる。全面禁止ではないものの、このように強度の制限がなされている<sup>59)</sup>。

2 シムズ事件においては、規則施行令5A(37A)に基づく不許可処分の適法性が問題となった。相手方のジャーナリストが約束文書へのサインを拒否したため、面会不許可とされた二人の被拘禁者が、その処分について司法審査を求めたのである。第一審の地方裁判所は、被拘禁者の表現の自

由の不必要な制約であると判断したのに対し、1999年の控訴院判決<sup>60)</sup>は、有罪の確定した被拘禁者は、刑事拘禁の当然の含意として、ジャーナリストと口頭でコミュニケーションをする「権利」を一切失うという見解を示した。このような立場によれば、受刑者は刑事施設に収容されると、家族、弁護士などを除いて、誰からの面会を受ける権利も保障されないということになる。リーチ事件における控訴院判決はすでに、ジャーナリストと面会する権利が法的助言者と面会する権利のアナロジーとして認められるべきとの主張を否定していたので<sup>61)</sup>、ジャーナリストとの面会の不許可処分については、正当な目的のための必要最小限度の制限かという厳格な基準ではなく、保安および良好な秩序の維持のために合理的制限かどうかという司法審査の基準が適用された。控訴院は不許可処分の合理性を認めたが、被拘禁者にはジャーナリストとの信書によるコミュニケーションの自由が残されているということ以外には、その理由を明示できなかった。

これに対して、2000年、上告審の貴族院<sup>62)</sup>は、表現の自由という権利の制約の問題として不許可処分を捉えたうえで、本件において被拘禁者たちは自らが冤罪による誤判と主張する有罪判決からの司法的救済を得るという目的でジャーナリストとのコミュニケーションを望んでいたという表現目的を重視した。表現の価値が個別具体的に評価され、それに応じて保護の程度が決められるべきとの基本的立場からである。判決は、本件において被拘禁者は、司法的救済を得るために、ジャーナリストの口頭のインタビューに応じることによって、ジャーナリストに対して自己の有罪判決の正当性を調査し、その調査結果を報道することを求めようとしていたが、このような表現は表現の自由と裁判にアクセスする権利の交錯領域に位置するものとして、きわめて高い価値を有し、したがってその自由が原則として保障されるべきとした。判決によれば、「個別事件における自由な表現の価値は、個別具体的に評価されなければならない。たとえば、いかなる被拘禁者も、ポルノ・グラフィを出版し、あるいはいわゆる差別的・憎悪的発言(hate speech)を行うためにジャーナリストのインタビューを

受けることを許可されることはないであろう。また、拘禁刑の目的にかんがみると、被拘禁者はジャーナリストのインタビューを受けるという方法を通じては、経済的・政治的問題に関する議論への参加を求めることもできないであろう。これらの点において、被拘禁者の表現の自由の権利は、裁判所の判決による自由の剥奪、そして刑事施設における規律と秩序のための必要によって制約されるのである。しかし、本件において問題とされている表現の自由は、質的にまったく異なる意義を与えられるべきである。被拘禁者が刑事施設に収容されているのは、正当な有罪判決を言い渡されたと考えられるからである。被拘禁者は希望すれば、自己の有罪判決の正当性を争うことができるのである。被拘禁者にとって、表現の自由が果たしうる機能として、原則として、これ以上重要な機能を想定することは困難である<sup>63)</sup>。

判決は、規則施行令 5A(37)・(37A)それ自体の適法性を否定することはなかったが、個別具体的判断として、本件における包括的な面会制限は、保安および良好な秩序の維持という目的のための手段として過剰なものであるから正当化されることはなく、それゆえ違法であると判示した。判決は次のように述べている。すなわち、「この判決が判示したことは、法の支配の原則が国会による一次的法律と同じように、下位の法令にも適用されるということである。一般的意味における刑事拘禁に関する諸規則は、基本的人権によって条件づけられる。たしかに、これらについては有効性の推定が働く。しかしまた、刑事拘禁の諸規則が正当に解釈されたとき、たんに被拘禁者の一般的な表現の自由を制約するというだけでなく、被拘禁者が裁判にアクセスすることを可能にするような仕方での表現行為を抑圧してしまう包括的制限までも許容されているとすることはできない<sup>64)</sup>」。

3 最近、ハースト事件においても、面会ではなく電話を手段とするコミュニケーションについてであるが、ジャーナリストを相手方とするコミュニケーションの制限が争われた。原告の被拘禁者は、被拘禁者の権利擁護のために活動する団体 刑事被拘禁者協会 の事務局長であった。協



会設立以降、この被拘禁者は数回のラジオ・インタビューに応じていたが、施設長はこれ以上インタビューに応じることはないよう命じていた。それにもかかわらず、この被拘禁者は自己の関与した手続の司法的再審査について電話を通じてラジオのインタビューに応じたので、刑事拘禁規則51(22)に基づき、施設長の適法な命令に従わなかったとして懲罰を科された。この被拘禁者は、別施設に移送された後、新しい施設長とのあいだで、正当な公共の利害に関する事柄について事前録音によってインタビューに回答することを許可されるとの約束を交わすことを要望した。この被拘禁者はいくつかの条件を提示したが、そのなかには、施設長が放送前にインタビューの内容をあらかじめチェックすることを認めるという事項も含まれていた。この要望が拒絶されたので、この被拘禁者は、刑事施設の保安という正当な目的のためであるにせよ、ジャーナリストとのコミュニケーションに対する制限は過剰なものであり、人権条約10条の表現の自由の侵害であると主張して、司法審査を求めた。

2002年の高等法院女王座部判決<sup>65)</sup>は、メディアとのコミュニケーションを行うための電話使用の制限は、それ自体拘禁刑の要素であるとは認められないとしたうえで、被拘禁者の権利や利益に影響を与える事項に関する表現について、その制限が拘禁刑に必然的にもなうものとするとはできず、それゆえ厳格な均衡性テストを満たすものでなければならないとした。この判決は、2000年人権法の施行後において、被拘禁者の基本的権利の制約において法の支配を及ぼし、権利に対する制限を正当化するうえで正当な目的によることとあわせ、厳密に必要な最小限度の制限であることを要求した点において、大きな意義を有するとされている。判決は次のように述べている。すなわち、「……原則として、人権条約10条の保障する権利に対する制限が人権条約10条2項の定めている正当な目的に適合するものとなっていること、すなわちとられた手段が制限の目的との合理的関連性を有していること、さらに、人権条約上の権利の制約がその目的を達成するために必要最小限度を超えていないことを立証する責任は、そのよう

な制限を課す側が負うべきである。しかしながら、権利の制約が実効的な刑事政策を実施する必要性についての慎重な考慮に基づく措置である場合には、裁判所が必要最小限度の制限という原則を適用する余地は実際には小さい。正当な有罪判決は一定状況下での表現の自由の行使を否定する効果を内在的にもなうものと決定されたのであれば、そのような制限目的を確保するために有罪判決以外の措置は必要ないことになる。しかし、有罪判決によって直ちにそのような効果が生じないのであれば、表現の自由の制限はそれとは異なる、より緩やかなものとなるであろう。このような状況においては、問題は、刑罰の一部としての表現の自由の制限が、達成されるべき特定の目的、すなわち必要な目的として考えられるものを達成するために必要最小限度であるかだけではない。たとえ望ましい正当な目的を達成するために必要最小限度の制限であっても、人権条約上の権利を均衡性が失われる程度にまで制約していないかが問題なのである<sup>66)</sup>。判決はさらに続けて、「国が刑罰の一部として被拘禁者からその権利を剥奪することを慎重な考慮のうえで選択した場合、とりわけその選択が民主的意思を反映している場合には、裁判所はその判断に干渉することには消極的であろう。しかしその場合でもなお、権利の剥奪が刑罰目的と均衡性が欠ける程度にまで至っているときは、裁判所の干渉が必要となる。この判断は、主として、制約される権利の重要性によって決せられる。／対照的に、被拘禁者が有罪判決の後にもなお権利として有している表現の自由については、理論的枠組は同じであるにせよ、實際上、均衡性の原則は異なる形で適用されるように思われる。すなわち、刑罰目的の達成以外にも、人権条約10条2項の規定の文言に合致するという意味において、表現の自由の制約について正当な目的がさらにありうるであろう。しかし、法がこのような制約を許容している場合には、国は、この権利に対する制限の仕方がその正当な目的を達成するために必要とされる程度を超えていないことを立証しなければならない。いま問題となるのは行刑局規則4400(6.10)であり、その規定は『例外的状況』の場合を除いてメディアに電話をかけ

ることを禁止している。このような政策の目的は、被拘禁者から人権条約上の権利を慎重な考慮のうえで剥奪することにあるとはいえない。人権条約は表現の自由を保障し、個別具体的な目的を達成するために必要最小限度においてその権利の制約を許しているのである。裁判所はより積極的に、人権条約上の権利の必要最小限度とはいえない制約にあたるのでないか確認するために、表現の自由の制限について厳格な審査を行うことができる<sup>67)</sup>」。

このように述べたうえで、判決は、原告の提示した条件が守られるならば当然に電話使用が許されるべきとの立場には与せず、電話を通じてメディアと接触する権利は施設当局により例外的にのみ認められると考えたものの、保安と良好な秩序の維持のためにその全面禁止が正当化されるとの内務省の主張を否定した。また、判決は、メディアとのあいだの信書の発受が認められるから、それが電話インタビューに十分代替する機能を果たしうるとの主張も退けた。かくして、判決は、「行刑当局は、その正当な権限において、被拘禁者がメディアと接触する手段として、電話の使用を例外的なものとしてのみ許すことができる。しかし、この原則に関して現在とられている政策は、……柔軟性に欠ける。信書によって情報を伝達することにより、被拘禁者の目的は常に、少なくともほとんどの場合達成されると考えられるかもしれない。しかし、ジャーナリストの発言にかんがみると、このような仮定は成立しえないように思われる。信書を用いることで十分な場合もあるであろうが、常にそうとは限らないのである。したがって、刑事施設および被拘禁者をめぐる公共の利益に関する事項について発言しようとする目的がある場合でも、いかなる状況においても原告が電話を通じてメディアと接触することを全面禁止するという政策は違法であるとここに宣言する<sup>68)</sup>」とした。このように、たとえ正当な目的によっても、被拘禁者の表現の自由に対する均衡を逸した、すなわち厳密に必要最小限度とはいえない制限であるとの理由から、電話によるマスメディアとの通話の全面禁止は人権条約10条の保障する被拘禁者の表現の自

由を侵害すると判示したのである。

#### (4) 面会の実施方法

1 受刑者との面会の場合、法的助言者などとの面会や特別面会の場合を除き、権利面会であるか、裁量面会であるかを問わず、相手方は有効な面会要望書（visiting order）を所持していなければ、施設内に立ち入ることを許可されない。個々の受刑者に対して面会要望書が交付され、受刑者それぞれが自己の面会の相手方に送付するのである。面会要望書は、面会が認められる時期が来たならば遅滞なく面会が可能となるよう、時間的余裕をもって受刑者に交付されなければならない（規則施行令5A(22)・(23)）。面会要望書の有効期間は一律に決まっていないが、収容開始後初めての面会については、面会要望書は収容開始後間もなく交付され、受刑者は7日以内にそれを相手方に送付しなければならず、その有効期間は28日間である<sup>69)</sup>。

未決被拘禁者の場合、面会要望書を送付する必要ない。しかし、受刑者であるか、未決被拘禁者であるかを問わず、現在ほとんどの刑事施設において、面会の事前予約が要求されている。すなわち、面会の相手方が刑事施設に対して事前に電話をかけ、面会の日時、相手方の名前、人数などを伝えておかなければならないのである。これは、施設職員の配置と面会実施とをうまく調整するための手段である<sup>70)</sup>。

面会が可能な日時は、刑事施設ごとに異なっている。同じ施設においても、未決被拘禁者と受刑者とのあいだで差異があることもある。月曜日から金曜日まで、さらには午前または午後に限る施設もあれば、土曜日と日曜日について可能な施設もある。通常の執務時間終了後にも面会を認めている施設も少ない。各施設についての可能な日時は、行刑局ホーム・ページ内の各刑事施設のページなどにおいて広報されている。2004年3月、後述する面会者センターの調査のために訪れたロンドン近郊の刑事施設の例をあげるならば、地方刑事施設であるベルマーシュ刑事施設の場合、日

時が指定されておらず、すべて24時間前の事前予約が必要とされているのみである。ワームウッド・スクラブズ刑事施設の場合、未決被拘禁者については、月曜日から金曜日の午前9時から10時45分、日曜日の午後1時15分から3時とされており、受刑者については、月曜日から木曜日、土曜日の午前8時から11時45分と午後1時15分から3時15分、金曜日の午後1時15分から3時15分である。双方とも、電話による事前予約が要求されている。ハロウェイ刑事施設の場合、未決被拘禁者、受刑者ともに、月曜日から金曜日の午前10時から11時30分、午後1時30分から2時30分、午後3時から4時、土曜日の午前9時15分から10時15分、午前10時45分から11時45分、受刑者についてのみ日曜日の午後1時30分から2時30分、2時45分から3時45分となっている。やはり、事前の電話予約が要求されている。

私が2004年9月2日に訪問した西ヨークシャーのドンカスター民営刑事施設の例も紹介しておきたい。ドンカスター民営刑事施設は未決・既決の成人男性をも収容している地方刑事施設であるが、未決・既決の少年男性をも収容しており、収容定員は2004年2月24日現在で1,120人であった。社会的コミュニケーションとしての面会について、面会時間は、月曜日から金曜日が午後12時30分から6時、土曜日・日曜日が午前10時から午後6時と定められていた。副施設長のヴィッキー・リード氏によれば、被拘禁者は「報奨制度」に基づき1級(enhanced)、2級(standard)、3級(basic)の3等級に分類されており、3級・1級に分類されている被拘禁者が25%程度、2級が50%程度とのことであった。面会許可回数と各回の面会許可時間は、3級の場合、受刑者が1月につき2回、各回20分、未決被拘禁者が土曜日・日曜日を除く毎日、各回20分であり、2級の場合、受刑者が1週につき2回、各回45分、未決被拘禁者が毎日、各回45分であり、1級の場合、受刑者が1週につき3回、各回90分、未決被拘禁者が毎日、各回90分であった。9月1日の面会実施件数は、受刑者、未決被拘禁者を合わせて、1級が2件、2級が110件、1級が36件であった。8月29日の日曜日には、2級について130件、1級について47件であった。リード氏

によれば、土曜日・日曜日に面会時間を設定することは、平日通勤・通学している家族や友人が面会に訪れる機会の現実的拡大をもたらし、被拘禁者の家族の絆、社会的繋がり維持にとって有用であるという。

2 面会の実施条件については、「可能な限り人間味のある条件下」で実施されるべきことが一般的に定められているに過ぎない(規則施行令 5A(24))。実務上、面会実施の条件については、施設ごとに大きな差異がある。1990年代中頃、厳重保安措置施設からの逃走事件が続き、社会的批判が強まったことを契機として、刑事拘禁の運営の厳格化を求める政治的立場が台頭したが、被拘禁者の家族支援を行う NGO における活動経験を有するウナ・パデルは、その頃から、面会の実施条件が以前よりも格段に厳しくなったと指摘している<sup>71)</sup>。

保安上特別な配慮が必要と認められる場合を除き、面会は被拘禁者と相手方とのあいだにも、面会中の各組のあいだにも遮蔽板のない広い面会室で行われる。開放面会である。B 級、C 級被拘禁者を収容する閉鎖施設の場合、面会室の広さは、通常、40組ないし50組が同時に面会を行うことのできる程度であり、その部屋に職員が10人程度配置されているという。被拘禁者と相手方は背の低いテーブルを挟んで座り、軽い身体接触を行うこともできる<sup>72)</sup>。通常、一回に3人までの面会が許可されるが、10歳未満の子どもはその人数には含まれない。1998年、行刑局規則4400として子どもの保護に関する運用基準が定められ、施設長は子どもに害悪を及ぼす可能性のある被拘禁者を特定したうえで、そのような被拘禁者については、例外的場合を除いて、自分自身の子どもの兄弟の面会のみを許可することとした。

刑事拘禁規則34(6)は、法的コミュニケーションとしての法的助言者との面会の場合を除いて(刑事拘禁規則38)、社会的コミュニケーションとしての面会は、施設職員が見ることのでき、その会話を聞くことのできる位置において行われなければならないとしている。面会位置について、規則施行令 5A(25)は、保安上必要があると認められるときは、施設職員が

典型的な地方刑務所における面会に関する保安措置

1993年	1998年
<p>面会者は身分証明書を要求されることはない。</p>	<p>面会者は、名前、住所、署名の入った身分証明書を要求される。住所は、面会要望書に記された住所と一致していなければならない。</p>
<p>面会者は面会室に携帯バッグ、乳幼児の着替えや襪、哺乳瓶を持ち込むことができた。</p>	<p>所持品はすべて、刑事施設の入口または面会者センターにあるロッカーに預け入れなければならない、刑事施設内への持込は許されない。</p>
<p>子どもは、面会にさいして玩具を持ち込むことを許された。</p>	<p>玩具はすべてロッカーに預けなければならない、子どもは、刑事施設の提供する玩具がある場合には、それで遊ぶことのみ許される。</p>
<p>通常、面会者が軽い身体接触をとまなう身体検査を受けることはなく、靴を脱ぐこと、金属探知装置の通り抜け、口の中の検査、頭髪内の検査、手形の採取、上着や靴の透視検査はなかった。面会者は容貌を映像に記録されること紫外線発光インクの判を押されることもなかった。</p>	<p>面会者は、子どもを含めすべて、軽い身体接触をとまなう身体検査を受け、靴や上着の透視検査、金属探知装置の通り抜け、口の中や頭髪内の検査を受ける。被拘禁者と同性の面会者は手形を採取され、通行証に容貌の映像が記録され、紫外線発光インクの判を押されるのが通常である。</p>
<p>麻薬探知犬は使われていなかった。</p>	<p>面会者が刑事施設に立ち入るとき、通常、麻薬探知犬の検査を受ける。</p>
<p>有線テレビカメラが面会室に設置されていることは稀であった。</p>	<p>有線テレビカメラによる監視が行われているのが通常である。</p>
<p>面会室には、多くの場合、テーブルと椅子が備えられていた。</p>	<p>面会室には、多くの場合、固定式のテーブルと椅子が備えられており、子ども、身体障害者、妊婦は困難を強いられる。</p>
<p>被拘禁者も、面会者も、面会中に洗面所の使用を許された。</p>	<p>多くの刑事施設において、被拘禁者も面会者も、幼い子どもを含め、面会中には洗面所の使用を許されない。</p>

Padel, *It's Not Just Visit*, (1998) 43 *Prison Report* 18 をもとに作成。

話を聞くことのできる位置において実施しなければならないとしている。しかし実際には、施設職員が面会の行われる面会室にいて、視覚的監視を行っているというだけで、会話内容の聴取はしていないのが通常である。とはいえ、施設長は、保安および良好な秩序の維持のために必要と認めた

場合には、より厳しい制限的措置を行うよう指示することもできる。規則施行令5A(26)は、「一般に、面会条件の制限は、当の刑事施設においてとられている通信の検閲の程度に応じてなされなければならない」と定めているが、施設長の許可がない限り、筆記、写真などにより記録を採ることは一般に認められない。また、法的コミュニケーションとしての面会の場合を除いて、面会のさいの録音も認められない。

3 規則施行令5A(24.2)は、保安および良好な秩序維持のために必要な場合には、遮蔽設備のある部屋において面会を実施するとしている。実務上、このような閉鎖面会(closed visit)が行われるのは、第1に、被拘禁者が最高嚴重保安措置対象者として分類されている場合であるが、このような分類が行われることは現在少ない。第2に、被拘禁者が施設内への薬物持込を認定されたことがある、または施設内の薬物検査において陽性反応がでたことのある場合である。閉鎖面会の適法性が争われた事件において、1997年の控訴院判決は、被拘禁者がとくに純然たる言語的コミュニケーションを行うには未だ幼い子どもと身体的接触を行うことの重要性を認めながらも、保安および良好な秩序の維持のために特別に高い危険性を有する類型の被拘禁者について閉鎖面会を行うことは不合理とはいえないとした<sup>73)</sup>。

面会にさいして、被收容者と相手方双方に対して身体検査が行われる。一般に、施設長は、必要と認めるときに被拘禁者の身体検査を行うことができることとされているが、面会の前後の実施が日常化しており、近時ますますその頻度が高まっている<sup>74)</sup>。相手方の身体検査については、到着時における衣服の上からの軽い身体接触をともなう身体検査と金属探知器による通り抜け検査が日常化している<sup>75)</sup>。身体検査は乳幼児に対しても行われるが、それは1996年にいくつかの刑事施設において乳幼児の襁褓のなかに隠された薬物が発見されてからである<sup>76)</sup>。相手方は身体検査を拒否することができるが、拒否した場合、施設内への立ち入りを許可されないことになる。より徹底した身体検査が行われることもある。その場合には、相手方



のより明確な同意を得たうえでなされなければならず、あるいは、警察官を呼んだうえで警察刑事証拠法に基づき行われるべきとされている。

ウェインライト事件においては、被拘禁者と面会しようとした母親と21歳になる脳性小児麻痺の子が薬物検査の目的のため裸体検査をされたが、薬物は発見されなかった。二人は、この裸体検査が屈辱的で苦痛を生じさせる違法なものであり、これによって息子は心的外傷後ストレス障害を患ったと主張して、二人について人格権侵害、息子について暴行を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。第一審のリーズ・カウンティ裁判所は二人について人格権侵害を認めたので、被告の内務省が控訴した。

2001年の控訴院判決<sup>77)</sup>が扱った主要な問題は、原告の母子はプライバシー侵害の不法行為を理由として損害賠償請求をすることができるかという点であったが、これについて判決は、コモン・ロー上そのような不法行為は認められていないとして、損害賠償請求ができるとは認めなかった。息子についての暴行を理由とする損害賠償請求に関して、判決は、母子が身体検査同意書に署名をしたという事実があるにせよ、母子は十分な説明を受けていなかったから、被告の内務省は相手方の同意があるとの抗弁をすることはできないとした。また、内務省は、当時の1964年刑事拘禁規則39(2)が被拘禁者の身体検査について、「隠匿された物の発見と両立する限りにおいて節度ある方法によって行われなければならない」と定めているのに対して、面会者の身体検査に関する刑事拘禁規則86(1)は「節度ある」方法により行うべきことを規定していないことを指摘し、面会者の身体検査については「節度ある」方法による必要はないと主張した。判決は、「第一審においてこのような主張が認められたのを残念に思う。犯罪を行ったわけではなく、被拘禁者の家族は被拘禁者と面会する権利を有するという承認された社会的政策に沿って刑事施設を訪問した人に対して、刑事拘禁規則86のように広汎な権限の行使を定めた規則は、決して国会の意図に適うもはずはなく、行刑当局に対して広汎で無限定な権限を付与しているという点において、正当化されることはない<sup>78)</sup>」と判示して、このよ

うな主張を否定した。判決は、たとえ母子の真摯な同意が存在したと仮定しても、その同意が一般的裸体検査についてのものであるとの主張を認めなかった。たとえ同意があったにせよ、母子は、厳格に必要な最小限度を超えることのない「節度ある」方法による身体検査に同意したにすぎないとしたのである。

4 面会にさいしての保安措置をめぐる最大の関心事は、刑事施設内への薬物の持込である。これについては、とくに行刑局命令3610「面会にさいして薬物を持ち込んだ面会者および被拘禁者に対する措置」が定められている。基本的には他の禁制品の持込の場合と同様の措置がとられるが、薬物持込の場合には、措置がより厳格なものとなっている。すなわち、社会的コミュニケーションとしての面会にさいして、家族を含む面会者が薬物持込を発見された場合、刑事拘禁規則73に基づき、原則として少なくとも3か月はその者との面会を許可されないこととなる。個別具体的な事情に照らして、そのような措置をとらない理由が明らかな場合に限り、例外が認められるのみである(行刑局命令3610(3.2))。3か月以上の面会不許可という措置が例外的にとられなかった場合には、施設長は、その面会者といかなる被拘禁者との面会についても、少なくとも6か月間は閉鎖面会ないし身体接触が不可能なような方法によって行うよう命じなければならない(行刑局命令3610(3.3))。3か月を超える面会不許可処分については、3か月ごとに再審査が行われる。また、面会の相手方が薬物持込を発見された場合、被拘禁者も、強制薬物検査の対象とされ、懲罰を科される可能性がある。このような事実は、報奨制度における評価、自宅外出禁止処分の適格性の判断にあたって、不利な事情として考慮されることになる。さらに、面会の相手方による薬物持込が一般市民に対する危険をもたらし、または逃走の危険を生じさせると認められる場合には、被拘禁者の保安上の等級について、見直しが行われる可能性もある。

身体検査により禁制品が発見されたときは、面会が認められない。禁制品の持込禁止規則の違反は、その者について、将来の面会を不許可とする

理由となりうる。しかし、その者が近親者であるとき、とりわけ持込や受渡をした禁制品がそれ自体さほど重大なものではない場合、逃走とは関連性のない物品である場合、あるいは施設内への薬物持込ではなかった場合には、全面禁止や相当長期の禁止は、上述した規則施行令 5A(31)のいう「例外的状況」による制限とはいえない過剰な制限であり、また同時に、家族生活を維持する権利を保障した人権条約 8 条に違反する疑いが強いとの指摘がある<sup>79)</sup>。

施設職員が暴力行為を防止するために必要と認めたととき、禁止されている物品の受渡が行われたとき、許可なく録音が行われたとき、秘密裏の受渡など規則違反行為の疑いがあるとき、逃走、犯罪行為、証拠隠滅その他適正な司法作用の妨害に関する計画や準備にわたる会話を職員が聴取したときは、面会を打ち切ることとされている(規則施行令 5A(25))。

5 A 級被拘禁者との面会については、面会の相手方はすべて、行刑局本部による許可を受けなければならない。まず、被拘禁者が面会を希望する相手方の氏名、住所などを詳しく施設当局に申し出ると、施設当局は警察に対してその相手方の調査を依頼する。警察は相手方の写真を撮影し、それをファイルに登録し、また、その者の犯罪歴を調査する。警察の調査は、通常、数週間を要する。この調査に基づき許可が出された後はじめて、面会の具体的日時などが決められる<sup>80)</sup>。

A 級被拘禁者の面会の相手方は、より厳重な身体検査を受けるよう求められることが多い。また、厳重保安措置区画からの被拘禁者の逃亡事件を受けて発表された1994年のウッドコック報告書は、面会の前後において被拘禁者の裸体検査(strip search)をより頻繁に行うよう提言したが<sup>81)</sup>、実務もその方向へと変化していった。行刑局『保安マニュアル』は、A 級被拘禁者のうち最高厳重保安措置対象者について、厳重保安措置刑事施設部長が遮蔽設備のない場所における面会を行うことに同意した場合を除いて、閉鎖面会を行うよう定めている<sup>82)</sup>。

1) 今般の行刑改革については、石塚伸一「刑務所の中の健康診断」法律時報75巻3号

- (2003年),「特集・名古屋刑務所事件と受刑者の人権」法学セミナー583号(2003年),村井敏邦「名古屋刑務所事件と行刑改革のゆくえ」季刊刑事弁護36号(2003年)など参照。
- 2) 法的・社会的コミュニケーションに関する現行法を解説したものととして,鴨下守孝『新行刑法要論』(東京法令出版・1991年)89頁以下など参照。また,2003年行刑改革会議11月10日の行刑改革会議第2分科会第7回会議において,法務省矯正局の代表者が,刑事施設法案の内容も含めて詳細に説明している。行刑改革会議のインターネット・ホームページ <http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEL/BUNKA02/gijiroku07.html>。
  - 3) 宮崎繁樹=五十嵐二葉=福田雅章編著『国際人権基準による刑事手続ハンドブック』(青峰社・1992年)124頁以下,316頁以下(五十嵐二葉),水谷規男「被収容者の外部交通権の現状」刑事立法研究会編『入門監獄改革』(日本評論社・1996年),金子みちる「被収容者の外部社会との接触 面会・信書の発受」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設』(日本評論社・2003年)など。国際人権 NGO のリポートとして,ヒューマン・ライツ・ウォッチ『監獄における人権/日本・1995年』(現代人文社・1995年)31頁以下。同書には,1979年当時の府中刑務所「所内生活の手引き」が掲載されており,面会・信書発受に関する制限が示されている。
  - 4) 行刑改革会議『行刑改革会議提言 国民に理解され,支えられる刑務所へ』(2003年12月22日)22-24頁。<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEL/KAIGI/gaiyou06.html>。
  - 5) 行刑改革会議のインターネット・ホームページ <http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEL/KAIGI/>。
  - 6) 最判1985年12月13日・民集39巻8号1779頁。
  - 7) 自由刑の純化について,宮崎繁樹ほか・註3書344頁以下(福田雅章)を参照。これによれば,自由刑の純化は「自由刑の処遇に際して国家の干渉しえない受刑者の人権の範囲を原則的に明らかにするという意味において,処遇の消極性を要求する原則」であり,「その人権を実質的に担保するために処遇環境の積極的な形成を要請する原則」としての処遇の社会化とともに,「受刑者の『人間としての尊厳』を確保するために求められる同じコインの両面を形成して」おり,ヨーロッパ刑事施設規則をはじめ,国際人権基準のなかで承認されている。
  - 8) 宮崎繁樹ほか・註3書362頁以下(福田雅章),藤井剛「個別的処遇計画の実施 『処遇の個別化』から『個別化された援助』へ」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設』(日本評論社・2003年)など参照。
  - 9) 最大判1999年3月24日・民集53巻3号514頁。
  - 10) 村田和宏「接見交通権と取調べの関係について」九大法学78号(1999年),特集・接見交通権を確立するために」季刊刑事弁護26号(2001年),柳沼八郎=若松芳也編著『新・接見交通権の現代的展開』(日本評論社・2001年)など。
  - 11) 高田昭正「接見交通権の実効的保障を実現するために」季刊刑事弁護26号17頁(2001年)。
  - 12) 後藤昭「弁護人との接見をめぐる問題点」法律時報60巻3号(1988年),山本正樹「拘置所接見の機会と時間についての考察」季刊刑事弁護26号(2001年)など。
  - 13) 徳島地判1996年3月15日・判例時報1597号115頁。

- 14) 高松高判1997年11月26日・判例時報1653号。
- 15) 最判2000年9月7日・判例時報1728号17頁。
- 16) 大阪地判2000年5月25日・判例時報1754号102頁。
- 17) 浦和地判1996年3月22日・判例時報1616号111頁。
- 18) 東京高判1997年11月27日・公刊物未掲載。
- 19) 最判2003年9月5日・裁判所時報1347号1頁。
- 20) *Prison Disturbances April 1990*, Report of an Inquiry by the RT Hon Lord Justice Woolf and His Honor Judge Stephan Tumin, Cm 1456, HMSO: London, 1991.
- 21) *Custody, Care and Justice: The Way Ahead for the Prison Service in England and Wales*, Home Office, Cm 1647, HMSO: London, 1991. これについて, 刑事立法研究会「イギリスの行刑白書」警察研究63巻11号64巻5号(1992年-1993年)。
- 22) 行刑局のホームページ <http://www.hmprisonservice.gov.uk/statistics/dynpage.asp?Page=18>。
- 23) *Prison Statistics England and Wales 2002*, p. 189, Cm 5996, Home Office, HMSO: London, 2003.
- 24) Cole and Shaw, Suicide Show Need for Prison Review, *The Guardian*, 22 January 2004.
- 25) 萩原聡央「イギリス訪問者審議会の機能と歴史的展開」岡山大学大学院文化科学研究科紀要5号(1998年), 土井政和「刑務所のアカウントビリティ イギリスの制度を中心として」『井上正治追悼論集・刑事実体法と裁判手続』(九州大学出版会・2003年), 福島至「刑事施設におけるNGOの役割」・本庄武「刑事施設のアカウンタビリティと第三者機関の役割」・緑大輔「市民による施設監視とコミュニティの討議民主主義」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設 グローバル・スタンダードと市民参加』(日本評論社・2003年)など参照。
- 26) Simon Creighton and Vicky King, *Prisoners and the Law*, Butterworths (2nd ed., 1991) 6-15.
- 27) *Id.* at 3. 北村泰三『国際人権と刑事拘禁』(日本評論社・1996年)222頁以下を参照。
- 28) *Id.* at 284-291 を参照。また, ヨーロッパ人権条約下での人権保障システムについては, 畑博行=水上千之『国際人権法概論』(有信堂高文社・1997年)217頁以下(西谷元), 英国における人権条約の適用については, 北村泰三「英国裁判所における欧州人権条約の適用」季刊刑事弁護15号(1998年)を参照。
- 29) *Id.* at 291-295.
- 30) Morgan, Imprisonment, in Mike Maguire, Rod Morgan and Robert Reiner (eds), *The Oxford Handbook of Criminology*, Oxford University Press (2002) 1142-1143.
- 31) HM Chief Inspector of Prison and HM Chief Inspector of Probation, *Lifers: A Joint Thematic Review by HM Inspectorate Prison and Probation*, para. 9.3 London: Home Office, 1999.
- 32) この部分については, John Sprack, *Emmins on Criminal Procedure*, Oxford University Press (9th ed., 2002) 8-17, 82-90; Ed Cape, *Defending Suspects at Police Stations*, Legal Action Group (4th ed., 2003) 53-64, 360-368 による。
- 33) Cape, *supra* note 32, at 360.

- 34) Prison Statistics England and Wales 2002, *supra note* 23, at 13, 45.
- 35) Stephan Livingston et al., *Prison Law*, Oxford University Press (3rd ed., 2003) 252.
- 36) 建国期アメリカにおけるペンシルヴェニア制, オープン制の処遇モデルである。昼夜厳正独居を核とするペンシルヴェニア制は, アメリカにおいてはまもなく衰退したが, ヨーロッパにおいては広く普及した。これについては, 村井敏邦「刑罰改革の論理 アメリカにおける不定期刑の消長の歴史を中心として」一橋大学研究年報・法学研究20号(1989年), 葛野尋之「ベンジャミン・ラッシュの死刑廃止論」東京刑事法研究会編『啓蒙思想と刑事法』(勁草書房・1995年)を参照。
- 37) *Prison Disturbances April 1990*, *supra note* 20, at para. 14.35. もっとも, 1994年, ウッドコック調査委員会は, 一定水準以上の便益の割当はすべて刑事施設内での善行 (good behaviour) や成績良好によって賦与され, 悪行 (bad behaviour) に対する制裁として剥奪可能な「特権」とすべきよう勧告し, この考え方に従って, 1995年には刑事拘禁規則が改正され, 日本の累進処遇制度にも類した「報奨制度」が導入された(刑事拘禁規則8)。各刑事施設の独立運営の強調と施設長の裁量拡大のなか, 恣意的運用の危険が指摘されている。この点について, Creighton and King, *supra note* 26, at 125.
- 38) Deborah Cheney et al., *Criminal Justice and the Human Rights Act 1988*, Jordans (2<sup>nd</sup> ed., 2001) 193-236.
- 39) *Prison Disturbances April 1990*, *supra note* 20, at para. 1.194, 14.220.
- 40) *Custody, Care and Justice*, *supra note* 21, at para. 7.35.
- 41) アメリカ, イギリスの実証研究のレビューとして最もよく参照されるのが, Ditchfield, Family Ties and Recidivism: Main Findings of the Literature, 36 *Research Bulletin, Home Office Research and Statistics Department* 3 (1994). アメリカにおけるレビューとして, Hairston, et al., Family Ties during Imprisonment: Do They Influence Future Criminal Activity?, 52 (1) *Federal Probation* 48 (1988).
- 42) Livingston et al., *supra note* 35, at 251-252.
- 43) HM Inspectorate of Prison HM Inspectorate of Probation, *Though the Prison Gate: A Joint Thematic Review* (2001) 90.
- 44) Social Exclusion Unit, *Reducing Re-offending by Ex-prisoners*, Office of the Deputy Prime Minister (2002) 111-119.
- 45) European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, *Report to the UK Government on the visit to the UK and the Isle of Man from 8 to 17 September 1997*, Strasbourg (2000) 42. ヨーロッパ拷問防止委員会の組織, 査察活動などについては, Rod Morgan and Malcolm Evans, *Preventing Torture: A Study of the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, Oxford University Press (1998); Rod Morgan and Malcolm Evans, *Combating Torture in Europe*, Council of Europe Publishing (2001) など参照。また, ロッド・モーガン=マルコム・エヴァンス(葛野尋之=水谷規男訳)「収容施設の査察 ストラスブールからの視点」三重法経107号(1996年)も参照。
- 46) *Prison Disturbances April 1990*, *supra note* 20, at para. 1.195-1.196.

- 47) 中川孝博「コミュニティ・プリズン構想の提唱」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設 グローバル・スタンダードと市民参加』29-37頁(日本評論社・2003年)。コミュニティ・プリズンについては、NACRO, *Community Prison* (1994) を参照。
- 48) 1999年刑事拘禁規則のテキストや各規則改正については、イギリス政府印刷局インターネット・ホームページから検索することができる。http://www.hms.gov.uk/。また、2002年規則改正を経た段階の刑事拘禁規則のテキストは、Livingston *et al.*, *supra note 35*, at 583-613 に掲載されている。
- 49) 面会については主として、Creighton and King, *supra note 26*, at 126-132; Livingston *et al.*, *supra note 35*, at 270-281; HM Prison Service and Prison Reform Trust, *Prisoners' Information Book: Visiting and Keeping in Touch* (2002) 4-18 による。
- 50) Creighton and King, *supra note 26*, at 127.
- 51) *Id.* at 127.
- 52) Social Exclusion Unit, *supra note 44*, at 113.
- 53) *McCartney v Governor HM Prison, Maze*, [1987] 11 NIJB 94.
- 54) *Id.* at 96.
- 55) Livingston *et al.*, *supra note 35*, at 272 n. 62.
- 56) *McCotter v UK*, Application 18632/91, Commission Decision, 9 December 1992. Livingston *et al.*, *supra note 35*, at 272 n. 62 による。
- 57) *R (P) v Home Secretary, R (Q) v Home Secretary*, [2001] 1 WLR 2002.
- 58) *Id.* at para 78.
- 59) Creighton and King, *supra note 26*, at 130.
- 60) *R v Home Secretary, ex p Simms and O'Brien*, [1999] QB 349.
- 61) *R v Home Secretary, ex p Leech*, [1994] QB 198.
- 62) *R v Home Secretary, ex p Simms and O'Brien*, [2000] 2 AC 115.
- 63) *Id.* at 127.
- 64) *Id.* at 132.
- 65) *R (Hirst) v Home Secretary*, [2002] EWHC 602.
- 66) *Id.* at para. 33.
- 67) *Id.* at para. 39-40.
- 68) *Id.* at para. 88.
- 69) HM Prison Service and Prison reform Trust, *supra note 49*, at 8.
- 70) 行刑局のホーム・ページ、被拘禁者とその家族に広く配布しているハンドブックなどで、各刑事施設の住所、電話番号、交通手段ごとの到着方法が、面会時間やその実施方法に加えて詳しく記載されている。しかし、事前予約用の電話回線は混雑していることが多く、数回かけ直さなければつながらないこともしばしばという (*ibid*) 。
- 71) Padel, *It's Not Just Visit*, (1998) 43 Prison Report 18.
- 72) 2004年2月9日、ロンドン大学キングズ・コレッジ法学部・犯罪刑事司法研究所(The Centre for Crime and Justice Studies) 事務局長のウナ・パデル氏に対して私が行ったインタビューによる。パデル氏によれば、背の低いテーブルが使用されるのは、テーブルの下

に隠して薬物その他禁制品の受渡をするのを防ぐためであるという。

- 73) *R v Home Secretary, ex p O'Dhuibhir*, [1997] COD 315.
- 74) Creighton and King, *supra note 26*, at 131.
- 75) Livingston *et al.*, *supra note 35*, at 277-278.
- 76) *The Guardian*, 14 September 1996.
- 77) *Wainwright v Home Office*, [2002] QB 1334.
- 78) *Id.* at para 121.
- 79) Livingston *et al.*, *supra note 35*, at 278.
- 80) 市民に対してさまざまな情報や助言を提供している全国組織の大規模 NGO 市民助言局 (Citizens Advice Bureau) (CAB) のインターネット・ホームページ [http://www.adviceguide.org.uk/em/index/your\\_rights/legal\\_system/prison\\_visits.htm#Financial\\_help\\_for\\_visitors](http://www.adviceguide.org.uk/em/index/your_rights/legal_system/prison_visits.htm#Financial_help_for_visitors)。専門的知識・経験を有する弁護士の監修により、刑事拘禁の制度概要だけでなく、被拘禁者との面会に関する情報が、非常に詳細に提供されている。
- 81) *Report of the Enquiry into the Escape of Six Prisoners from the Special Security Unit at Whitemoor Prison, Cambridgeshire, on Friday 9th September 1994*, Cm 2741, London: HMSO.
- 82) Creighton and King, *supra note 26*, at 131.